

令和元年第3回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和元年9月11日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第48号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について

第49号議案 幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について

第50号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について

第51号議案 幸田町消防団条例の一部改正について

第52号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

第53号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

第54号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第55号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第56号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第57号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

第58号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

第59号議案 幸田町水道事業給水条例の一部改正について

第60号議案 工事の請負契約について（豊坂小学校校舎増築工事）

第61号議案 工事の請負契約について（北部中学校校外用地整備工事）

第62号議案 財産の取得について（生徒用机 外）

第63号議案 本町区域の土地を西尾市道として使用に供させることについて

第64号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第3号）

第65号議案 令和元年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）

第66号議案 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第67号議案 令和元年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第68号議案 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成30年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成30年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

認定について

認定第7号 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成30年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成30年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1番 田 境 毅 君 | 2番 石 原 昇 君 | 3番 都 築 幸 夫 君 |
| 4番 鈴 木 久 夫 君 | 5番 伊 澤 伸 一 君 | 6番 黒 木 一 君 |
| 7番 廣 野 房 男 君 | 8番 藤 江 徹 君 | 9番 足 立 初 雄 君 |
| 10番 杉 浦あきら 君 | 11番 都 築 一 三 君 | 12番 水 野千代子 君 |
| 13番 笹 野 康 男 君 | 15番 丸 山千代子 君 | 16番 稲 吉 照 夫 君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 町 長 成 瀬 敦 君 | 副 町 長 大 竹 広 行 君 |
| 教 育 長 小 野 伸 之 君 | 企 画 部 長 近 藤 学 君 |
| 参事（企業誘致担当） 夏 目 隆 志 君 | 総 務 部 長 志 賀 光 浩 君 |
| 参事（税務担当） 山 本 智 弘 君 | 住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君 |
| 健 康 福 祉 部 長 藪 田 芳 秀 君 | 環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君 |
| 建 設 部 長 羽 根 洵 闘 志 君 | 教 育 部 長 吉 本 智 明 君 |
| 消 防 長 都 築 幹 浩 君 | 企 画 部 次 長 成 瀬 千 恵 子 君 |
| 環 境 経 済 部 次 長 兼 水 道 課 長 太 田 義 裕 君 | 兼 企 画 政 策 課 長 建 設 部 次 長 佐 々 木 要 君 |
| 消 防 次 長 兼 消 防 署 長 小 山 哲 夫 君 | 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 石 川 正 樹 君 |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開 議 午 前 9 時 0 0 分

○議長（稲吉照夫君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者18名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、1番 田境毅君、2番 石原昇君の御両名を指名します。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、第48号議案から第68号議案までの21件と認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

始めに、第48号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） おはようございます。

あらかじめ通告しました順に質問をさせていただきます。きょう一日元気に頑張ってますので、よろしくお願いたします。

この制度につきましては、制度改正前に所管省庁であります総務省が、全国の市町村宛てに実態調査を行うように通知を出しております。本町でも調査が行われたと思いますので、その結果の概要をお知らせをいただきたいなというふうに思っております。それと、そのまま現行の職員、本日資料に出ているわけでございますけれども、555人を任用したとした場合の経費の比較についてもお答えをお願いたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、会計年度任用職員の実態調査の関係でございますけれども、平成29年度実態調査結果ということで通告をいただいておりますけれども、これにつ

きましては、会計年度任用職員制度の準備状況に関する調査ということで、総務省の自治政策局からその調査がありまして、その結果もウェブサイトには発表されているんですけども、実際に全国的なその状況ということでありまして、この調査の段階ではなかなかまだ具体的に決まっていないうところで、町のほうとしてもまだ模索中であつたということでありまして。この会計年度任用職員への移行に向けて給与の決定とか、また職務経験の考慮とか、また期末手当をどうするかとか、また通勤手当、また費用弁償の支給についてどのようにするかというのが国レベルで全国調査されたということでございますけれども、実際にこの段階では我々もはっきりまだ詰めていないという状況でございましたので、具体的な条例案が示されていない市町村がほとんどでありましたので、それを集計されておりますが、逆に国の方針をその段階で示しているものの確認があつたということでありまして。例えば、給与の関係では財政上の制約を理由としてその制限を図る、また移行を抑制するとか、そういったことのないようにとか、また特別職の任用の厳格化とか、また独自の一般職非常勤職員を設けるというようなことのないようにとか、また期末手当を支給すること、通勤手当また費用弁償の支給をすることというような形でのいわゆる国からのそういったガイドライン的な面を示されたというふうに認識しておりまして、この段階で我々のほうで具体的な町の中身については差し控えさせていただいて、今検討中というふうな状況だったということでありまして。その後、検討した結果をもって、本日上程させていただいているわけですが、影響額の関係につきましても試算をしております、平成30年、昨年11月時点での任用されていた嘱託非常勤の報酬とかの賃金、また社会保険料等の総額を基準として計算してみただけですけれども、会計年度任用職員に移行をした場合の影響額としては、現状が報酬・賃金、社会保険料が、現況が8億1,700万円といたしますと、これが9億9,400万円ということで、差し引きしますと1億7,700万円、おおむね1.8億円、1.2倍というような形が影響額として推計している状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 1.8億円、何も変わらないのに1.8億円が制度改正でふえていくということになってまいります。このことが大変なことになるのかなという気もするわけでございますけれども、この今出ております条例案の中で不明な点もいろいろございますのでお尋ねをするわけでございますけれども、任用可能な年齢でございますが、これは定年制が適用されるのか、されないのか。また、定年制がないとした場合、何歳から何歳までが任用の対象年齢になるのか。フルタイム職員あるいはパートタイム職員で年齢が違うというようなことがあるのか、そこら辺をどのように考えておられるのか、お答えがいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 先ほど影響額を申し上げましたけれども、実際に一般職非常勤職員は賃金という形で物件費の中に入っていたものが、今度、1節の報酬のほうへ変わっていく、もしくは給与が変わっていくということでありまして、物件費全体としては、一般質問のときにもお答えさせていただきましたけれども、実質その賃金がおおむね3億としますと、3億が人件費のほうに回るということで、人件費は今現在31億円

で推移されていますけれども、それが3億円プラス、もしくはそれに1.8億円また2億という形ですね。5億円がプラスになると。36億円が、今度は人件費として推移していくということでもあります。もちろんこれは来年度すぐにというわけではなくて、再来年以降にということになると思いますけれども、そういった面ではこの36億円を推移していくところを、我々も実施計画の財政計画も含めてこういう人件費については抑制をしながらも、なおかつやはり人員を確保していくという面では、しっかりこれを精査していきたいというふうに考えている状況でございます。

御質問のいわゆる定年の関係につきまして、まずは年齢の関係につきましては、年齢制限については、設けるといのは雇用対策法の趣旨から適切ではないというふうに国が示しております、特に会計年度任用職員については、新地方公務員法の28条の2の第4項にありますけれども、規定に基づく非常勤職員に当たることから定年制は適用されないということでもあります。そういう面では、年齢的な面での制限はないという形であるというふうに考えております。雇い止めとか、そういった面でのものでもございませうけれども、これについても基本的には特にないわけですけれども、ただ、雇い止め予告については、これも規定はないわけですけれども、ただ、今までこれは単年度ごとに雇っておりますので、それをとめるとかいう場合にはあらかじめしっかり調整した上で行っていきたいということでもありますので、基本的には単年度雇用ですけれども、これの年齢的な面もしくは定年的な面については、この会計年度任用職員については原則ですけれども、ないというようなことがあるということでもございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 雇い止め等の年齢がないということになってまいりますと、変な話、恣意的な好き嫌いで長く雇われる方、また好みによって早目に雇い止めのような形で、先ほど言われました予告通知ですか、30日前には予告をしないと労基法上問題があると思いますので、そういう形になろうかと思うわけでもございますけれども、そこら辺が余りこの制度が恣意的に運用されないように何らかの規約、決まり、それから新たに更新をしない場合における法律の決まりよりも、やはりもう少し前に持ってくるべきではないかなという気がするわけでもございます。そうでないと、そのかわりの方を募集をするにも募集ができないかと思っておりますので、そこら辺は数カ月前というような運用で行われる、それが望ましいのではないかなというふうに思われます。そのような考えがございませうでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、雇い止めの予告についてというのは、労働基準法の第14条第2項で地方公務員については適用除外とされているということで、この背景には職員は任用は行政処分として行うということで、事前に示された期間の満了によって当然に職員としての身分が消滅するため、紛争の未然防止策や行政指導の法律の規定を適用する余地はないというふうな形の厳しい言い方をしておりますけれども、ただ、実際にはしっかり働いていただくわけでもございますので、数回にわたり同一の職務内容の職に再度任用していくというような形の場合には、何の予告もなしに再度の任用を行わないというふうなことはかなり問題があるということで、大きな影響を及ぼすことから事前

に十分な説明をさせていただきたいと。また、これは人事評価の対象にもなりますので、そういった面でもそういった人事評価を行いながら、面談を行いながら、今後のことを対処していくような形をしていきたいと思っております。

なお、先ほどちょっと答弁をしていなかったんですけども、今までの非常勤については、65歳を今年度は70歳に上乘せしております。きょう現在は、70歳が非常勤嘱託職員の定年ということになっておりますが、これが会計年度によって原則無制限という形になるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ぜひとも運用の部分もかなり出てくるかと思っておりますので、適正なそういう職員の間で不満が出ないような仕組みをつくっていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、総務省は今回の制度創設に伴いまして、既存の条例等で5つの条例等の改正が必要だというふうに示しております。残りの4つについては49号議案で措置をされているわけでございますけれども、退職手当に関する規定が今回ございません。一般職の場合、退職手当組合の規約で措置をされることになっているわけでございますけれども、今回退職手当に関する規定が上程をされていないということで、これについては施行日までの間に改めて提案をされてくるのか、また当分の間は支給をしないということで今回提案がされていないのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回の条例の第17条の2項において、フルタイム会計年度任用職員の退職手当の種類支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例等で定めることとなっているということで、言われるとおりでございます、幸田町は幸田町市町村職員退職手当組合に加入をしているということで、この条例に委ねているということでございます。会計年度任用職員制度に伴う条例改正を実施するためでございますけれども、そのためには、今確認しましたところ市町村退手組合のほうは来年の年明けの2月に定例議会の中で上程予定されているということで、4月1日の施行日には間に合わせるという形での退職手当についても施行するという形の予定をしている状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） わかりました。フルタイム職員については、制度の開始までに措置をされるということで、これにつきましては了解をいたしました。

それと、もう一つ、フルタイム職員につきましては、勤務時間、正規職員というのが正しいかどうかはわかりませんが、正規で働いておられる職員と一般職員は労働時間は変わらないというふうに思うわけでございます。そうしてくると、一般職員については定数条例で枠が定められているところでございますけれども、同じような職の方がおられると、働き方、事務処理能力はそんなに変わらないと思いますので、そうするとこれも一般職員だけではなくて、定数条例の中にこれらの方々も入れるのが本来ではないかなというふうにも思うわけでございますけれども、そこら辺の見解をお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 各地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするというのが原則するというのが前提となっております。この常勤職員が占める常時勤務を要する職というのが、いわゆる定数条例の対象となるということで、常勤職員が占める常勤勤務が対象という中では、この会計年度任用職員は非常勤の職に整理されるということで、定数条例の対象とはならないということでございます。確かにフルタイム会計年度任用職員の勤務時間の要件については、任期の定めのない職員と同じ時間でございます。ですが、任期は1会計年度内に限るという任用制度であるため、再度の任用のときも新たな任用行為があるというふうに解されているということでございますので、職務の内容や責任の程度は正規職員とは異なるというふうな考え方が根底にあるということでもあります。任用根拠については、正規職員は地公法の17条、会計年度は新しい地公法の22条の2の第1項の2号がフルで1項がパートタイムという形でそういうふうに規定されておまして、その常勤と非常勤との違いというのは無期雇用と1会計年度という違いとか、また採用試験についても採用試験方式という形と選考という形のもの。また、条件付任用採用の当初6カ月が条件付になっておりますけれども、それが会計年度ですと1カ月というようなこと。先ほど申し上げた定年も正規ですと現在のところ60歳、それが無いというようなこと。これが定数内と定数外という、定数外イコール予算管理ということになると思いますけれども、そういった違いがあるということから定数の中には入れ込まないというのが基本的な考え方にあるということでもあります。働く内容についてもそういった区別をしながらやっていくということが基本かと思っておりますので、そのように理解をしております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今回は本当に人事行政の大転換の政策だと思います。先ほど定数ではなくて予算管理での問題だというお答えがあったわけでございますけれども、やはり、この役場の仕事につきましても、ボリュームは何人工あるというふうに把握は可能であると思うんですね。そうしていきますと、一般職員が何名なら、それで何人工の足りない人工をフルタイム職員あるいはパートタイム職員で補っていく、それで、ちょうどいいだけの職員で回していく、そういう考え方が本来はあるべきだというふうに思うわけでありまして。定数条例で定める必要はないということでもありますので、予算管理で行っていくということであるならば、やはりそういう何らかの基準というのか、欲しいと言われたらどンドンどンドンそこにフルタイム職員が配置されていく、そういうことにならないように枠というのはしっかり内規なりなんなりで定めておくべきだと思います。お考えをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 確かに議員の言われるとおり、予算管理と言いながら管理できていない状態になってはまずいものですから、あくまでも定数内と定数外との区分けはしっかりしていくことで、働き方の違いとかそういったものも適材適所、そういった面でパートタイム、フルタイムの方たちをフルに活用していきながらも、もちろんそういった面ではいわゆる予算管理ができていない状態になってしまうことを懸念するという

ことが、これは全国的にもありますので、そういった面ではしっかりこういったものを
予算管理の中で数字的な部分で示していけたらと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、藤江徹君の質疑を許します。

8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って質問させてい
たいただきます。

まず最初、多少細かくなるんですけども、フルタイム会計年度任用職員等級別基準
職務表、別表第2で記載されていますけれども、その中の第2項において、特に保育士
ですか、このところで1級と2級の職務それぞれ確認をしますと、1級は定型的または
補助的な業務を行う職務、こういうふうに記載してあります。2級については、保育所
におけるクラス担任の職務とありますけれども、これははっきり言って職責上あるいは
職務上かなり差があるものではないかというふうに思います。この差に見合った給与体
系となっているかどうか、その辺についてお考えをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） まず、職員の給与については、その職務と責任に応ずるもの
なければならないということが職務給の原則ということで、地公法の第24条の第1項
に示されておりまして、なおかつ職員の給与は生計費並びに国とか地方公共団体の職員
並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとい
うこととなっております。なおかつこれらは条例によって定めなければならないとい
うこととなっております。この非常勤職員についても、この給与との権衡について、国の非
常勤職員の給与が基本となる給与を当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常
勤職員の属する給与の級の初号給、初任給を基礎として行うというようなこと。また、
勤務内容とか職務経験など、並びに在勤する地域の要素を考慮して決定するというよう
な形で、あくまで前提条件がそういう形になっているということでございます。

御質問の別表第1の2の1級1号給、金額で申し上げますと18万7,200円で、
正規職員の大卒初任給のいわゆる正規職員ですと1級29号給になるんですけども、
これを初任給としているということで、1級1号給については18万7,200円とい
うことでございます。この1級と2級について、フルタイム会計年度職員の保育士がク
ラス担任の場合というのは2級の号給に該当するというので、御質問のとおりでござ
います。実際にこれについても町の職員の給料表から引っ張り出しておりまして、1級
は定型的な業務を行う職務、また2級は、特に高度の知識または経験を必要とする職務
ということで、前提として2級を設定しているということでありまして、これらを踏ま
えてフルタイム会計年度職員の基準職務表においては、1級は定型的または補助的な業
務を行う職務ということで、1級1号給18万7,200円という形での大卒の初任給
程度を行っている。2級については、保育所におけるクラス担任の職務ということで
あります。クラス担任については、2級1号給19万4,000円ということでありま
す。これがプラス6,800円となりますけれども、こういった形でクラス担任を持つ

ことによる級を上げるという形の部分で、これは配慮した中での当初は1級だけという形でございましたけれども、2級に上げることでクラス担任の負担という部分をここで配慮しているというような状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） わかりました。その背景はよく理解できました。一応この職責と職務というのは、非常に人材不足が叫ばれる中、今後とも非常に人材確保にかなり苦勞するのではないかというふうなことだと思います。特にいろいろな子ども対策どうのこうのということで叫ばれる中で。そんな中で、各職に見合ったことを今後とも継続的にそれで本当に合っているかどうかということ全般によく見渡していきながら、こういうことに対していろいろな改定等をお願いしたいと思います。それにあわせて、こういった貴重な人材資源が、これが町外へ流出するということ防止しなければいけないというふうには思います。そのための観点から、近隣の市、特に岡崎だとか、この近辺で言うと西尾、蒲郡になりますか、安城も含めてこの辺の近隣の市との格差の確認。これは今回この近隣の市の会計年度任用職員の給料、恐らく同じように幸田町ではやられてると思うんですけども、その市の状況がもし把握しているようであれば教えていただきたい。また、どの程度の格差があるかどうかというのも。これは非常に流出防止の観点から大切なことではないかと思しますので、それについてお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 職務給ということで、いろいろな面でバランスを考慮していかなければいけないというものでございますので、それを配慮して今後とも進めていきたいと思っております。

なお、近隣の市の状況ということと比較したいところでございますけれども、なかなか情報が、実は今度の9月議会ではほとんどの自治体がタイムリミットでここでかけていかないと、募集とか、いろいろな周知、告知という関係がございまして、今一斉にかけているような状況でございまして、なかなか情報がつかめれないことでございますけれども、岡崎市ではホームページに載ってる議案を見ますと、なかなか規則に立てているところが多くございまして、実際のところはなかなか分析ができていないということです。碧南市とか刈谷市については、当初の先ほど1級29号給ということで1級1号が18万7,200円と申し上げましたけれども、碧南とか刈谷市では行政職の1級25号級を基準号給としているとか、高浜市では、1年目ですけれども、1級21号給ということで、幸田町では1級29号給ということで若干高くしております。そういう面では、スタートの分では最低でもそういった面で幸田町としては高く設定をしているというふうなことがあります。これがそういった人材の町外流出が懸念される中での部分としては、そういった面の配慮をさせていただきながら、1級29号給でのスタートをしていくことを考えながら、近隣の状況もまだはつきりはわかりませんが、そういった部分で状況をつかんでいることとございます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江徹君の質疑は終わりました。

次に、6番、黒木一君の質疑を許します。

○6番（黒木 一君） 藤江議員と重複している部分もありますので、それを省いて1点だけ御質問させていただきます。

この問題は、人材確保に大きく影響すると思います。優秀な人材を確保するために、僕は金額を上げるだけがいいとは思っていません。それより、金額を上げることで金によって採用された人はいずれ金によってもめるとというのが僕の経験なんです。だから、それをうまくやってもらって、幸田町の魅力、本人への期待度、その辺を打ち出して優秀な人材を確保していただきたいと思います。そのためには人事考課も、ここに見える理事者の方々一人ずつ考えが違ふと思うんですけども、例えばAさんと面接するのにBさん、Cさんが評価するということになると、個人差が物すごく出てくると思うんです。それもありますので、ぜひ人事考課をやる際は統一の表をつくっていただいて、平等に審査していただいて、優秀な人材を確保してもらいたいと思います。

以上、お願いで終わりましたけれども、申しわけありません、よろしく申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 先ほどの影響額だけで近隣の市を比較してみると、ほぼ現行の1.2倍、幸田町ですと1.8億円が1.2倍ということで、ほぼ横並びの状態だと思います。多少の先ほど申し上げたようなスタートは違うにしても、碧南でも1.2倍に近いという形でありまして、近隣の市町の状況も、そういった面では全国的にもおおむね1.2倍をめどとするというようなことが言われているようですので、そういった面では金額ではない、ある意味そういった中身の話になってくるかなと思います。そういった面では、人材確保のための特別なそういった金銭的な支援という形はなかなか難しい状況ではありますが、それをある程度は配慮させていただいているということでもあります。できる範囲でスタートの金額を高めに設定しながら人材を確保していきたいということではありますが、今議員が言われたように、金額も大切ですけども、幸田町で働く上で働きやすく、また働きたいと思える職場環境を目指すべきだということが御指摘だと思いますし、人材確保は大きな課題の一つなので、いろいろな側面から行っていきたいと思えます。なお、こういった会計年度任用職員については、人事評価の対象となるということで、人事評価を行う上でも、いわゆる業績評価という形ではないんですけども、実質の正規職員が行っております人事評価の中の業績評価を除いた部分で人事評価を行っていくということで、その中でも面接を行いながら、今言われたようにいろいろな部分で人材確保のためのいろいろな手だてをしていきながら、公平な採用、任用という形をしていきながら、人材確保を進めていけたらというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

次に、3番、都築幸夫君の質疑を許します。

3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） それでは、質問させていただきます。

今回のこの条例ですけども、幸田町の会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関するこの条例を制定する背景及びその制定する理由についてお尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） この背景につきましては、地方公共団体における行政需要の多

様化などに対応していくため、地方公務員の臨時非常勤職員の著しい増加が現在見られているということなど、もしくはその任用根拠とか、身分の取り扱い、そして各自治体がそれぞれの事情に合わせた解釈をしてしまったり、曖昧であったりという形で適切でなかったというのが、そういった事例が多く見られたということから、適正な任用根拠による任用や勤務条件などを整理するために今回の地方公務員法及び地方自治法が改正されて、会計年度任用職員の制度がスタートしたということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） ただいま説明があったように、今回の条例制定は、今まで市町村が任用根拠となっている法律など、それぞれの自治体の事情に合わせて解釈していただきました。そして、ばらばらで任用していたものを今回統一して、適正な任用や勤務条件などを確保するというところで理解できました。

それでは、今回の条例改正によります非常勤職員及び嘱託職員などの給与総額の変化及びその影響額がどのようになるのかという質問であります。先ほど伊澤議員から同様の質問がございましたけれども、確認のために再度お伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 先ほど答弁させていただいたとおり、昨年11月時点での試算ということになります。その11月時点での嘱託非常勤の数555から推計する報酬と賃金と社会保険料との総額で、現在のところ8億1,700万であったものが、会計年度任用職員にすることによって、給与報酬等総額でおおむね9億9,400万円となり、影響額としては1億8,000万円、1.8億円ということになります。なお、この影響額につきましては、パートタイム会計年度任用職員も時間単価とかそういったものも11月時点のもので推計しておりますので、最近ですと最低賃金も変わってきてますので、そういった面では見直しをする前の段階での推計、時間単価とか月単価については現状と同額でスライドした場合の推計ということで影響額を算定しておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） どうもありがとうございます。影響額が1億8,000万円とかなり大きな額であるということが今確認できました。

それでは、次の質問でございますが、フルタイム会計年度任用職員の給与は、原則常勤職員と同じレベルにあるということになっておりますが、同じレベルになるということは、今後正規職員へ移行していくのか、またそのような道があるのかお尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正規職員を中心とする原則を前提としているということでお答えさせていただきました。1週間の勤務時間が同じでありますので、給与体系については同じではないということになりますけれども、会計年度任用職員については、その任期の定めのない常勤職員ということでいわゆる非常勤の職という位置づけでありますので、任用期間は1会計年度内に限る任用制度ということで、再度の任用に当たっては新たな

任用行為ということで先ほど答弁させていただいたとおりであります。職務の内容は、責任の程度とか、正規職員と異なる設定となっているということで、このまま会計年度任用職員が正規職員へ移行するという形のは想定してございません。正規職員になるということのためには、新たに採用という形になります。採用試験及び選考等、地方公務員法の第15条でいわゆる成績主義ということをおっしゃるので、そういった面では、新たな正規職員となるためにはそういった地公法15条に基づく選考がされることが必要となるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） これまでほぼ正規職員と同様に勤務している嘱託職員は、今回フルタイム会計年度任用職員になりまして、身分や待遇は以前より改善されるようでございます。しかしながら、正規職員とフルタイム会計年度任用職員とは初めの給与は同じくらいに設定されますけれども、まだ待遇として異なる部分があるように思います。常勤職員、会計年度任用職員から余り不満が出ないように制度の運用をしていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 同一労働同一賃金ということを念頭に置きながら、また町長所信表明におきましても、非正規職員については新たな制度における会計年度任用職員に向け同一労働同一条件を踏まえた条例を制定していきながら、それぞれの職員がともに働きやすい職場環境を整えるという形の働き方の意識改革をしていきたいということで申し上げます。そういった面では、時代に合った任用の検討を引き続きしてまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築幸夫君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 政府は働き方改革で同一労働同一賃金などとして、非正規労働者の処遇改善を行うものであるというふうに、今回の制度の一部改正を理解をしているところでございます。私のほうは、フルタイム会計年度職員で、これが103人で、パートタイム会計年度任用職員が452人で、合計555人ということでございます。また、影響額もお聞きするわけでございますが、先ほど答弁がございましたように約1億8,000万円ということで、これも理解をさせていただきました。今後、今年度末までにそれぞれの区分、支給内容、給料の基準などを精査するというふうに思いますが、1点だけ確認をさせていただきたいというふうに思います。

1会計年度内を越えない範囲でということでございます。そのように任用期間をこれは明確にしております。例えば1年で更新しないこともあるかもしれないということでございます。また、制度改正によりまして、賃金がかかることや制度のもとで事業の見直しなどで今までの臨時または非常勤職員、嘱託職員を削減することのないようお願いをしたいというふうに思います。その確認だけお伺いをして、質問を終わりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 実際に人員削減という形につながっていくようなことであれば、そういった不本意にですね。やはり、活躍していただく働き方の中での非常勤嘱託職員を、現状ある職員の方をより働きやすい環境にしていくというのが趣旨のものであると考えておりますので、そういった部分でいろいろと嘱託が166人、非常勤が297人、臨時的任用が92人の555人がフルタイムに103人、パートタイムに452人ということで、555人を現行の方がそのままフルタイムまたはパートタイムに移行できるのを想定しながら、そういった環境を整えていきたいというふうに考えておまして、今後の動きにつきましては、なかなか近隣の市町とかそういった面のもの、また内容を精査していきながら、しっかりそういった働く環境を通して、活躍していただくための働く場としての環境を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 通告によりまして資料提供をしていただきました。今回の改正によって、現在の嘱託員、非常勤職員、臨時的任用職員、555人を改正後もこの会計年度任用職員として引き続き雇用をしていくということで、変わりはないよということであったわけでありまして、この会計年度任用職員というのは、任期は1会計年度に限るというふうになっているわけでありまして、今の答弁からすると、これはそれぞれ年度によって事業も違って来る、そういう中で、この555人がそのまま555人としてフルタイムとパートタイム、こういうことが実際に行われるのかということでございますけれども、この点についてどのようなことでそういう見方をされたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） あくまでもこの555人というのが想定ということで示させていただきます、実は延べ人数になってる面がございます。その辺では正確な数字ではないということをお知らせしておかなければいけなかったと思います。失礼いたしました。実際にこの方たちが、この条例改正を行って、いわゆる周知をしながら、公募をかけながら、またそれぞれの方たちの今後の働き方をそれぞれ考えていただきながら、移行をしていく形をお願いするわけですが、それぞれの仕事の仕方、働き方によって異なる部分があったり、また先ほど来ありますように、ほかの自治体もしくはほかの団体へ移ることも考えられるし、また移って来ていただくということも考えられるということからすると、なかなかそのまま移行という形のもの、実はこの555人については推定するための前提条件をいろいろ加味した上で行っておりまして、このまま全てが移行していただけるというふうには、なかなか難しいのではないかと。いうことは所管ベースでは考えておりますが、なるべく幸田町で働くそういったフルタイム、パートタイムの会計年度任用職員の方たちが働きやすい環境を整えていくことでそういったことが維持できるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この会計年度任用職員になる方でございますけれども、フルタイムの会計年度任用職員、パートタイムとそれぞれありますけれども、考えられるのは、例えば役場を定年退職した方がその後こうした会計年度任用職員として再雇用をされていく。当然仕事も精通しておられるわけでございますので、そういう可能性も多い。また、この給料表に示されておりますように、保育所の保育士、この方たちもそれぞれ長年常勤で働くということが想定をされているわけでありまして、そうしたことから考えますと、例えば定数とのかかわりはどうなのかということでございますけれども、本来で言えば定数の中で、例えば保育所の保育士さんたちで言えば、本来定数の中に加えながら正規職員としてやっていく職員でありながら、残念ながら職員となり得ない、定数の関係もございまして、その辺のところの考え方をどうしていくのかということも考えていかないと、これは会計年度任用職員がふえる一方ではないかというふうに思うわけですが、その辺のところはいかがお考えでしょうか、お伺いをしたいと思います。

それから、移行に当たって、給料、賃金、報酬など下がる職員というのがあるのかどうかというのを給料表との関係でお尋ねしたいということでございます。一部試算をすると、パートタイムに当たっては下がるというような方も出てきているという、そういうこともお聞きをするわけでございますけれども、その辺の調整はどうなったのかお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 例えば、役場を退職してそういった会計年度任用職員という形の道もありますし、再任用という方法も最近ですとありますが、再任用につきましても会計年度任用職員につきましても、定数条例の外で行っている状況でございます。それがいいのか悪いのかということでございますけれども、実際にそういった正規の職員をしっかりと確保していくということも十分必要かと思っております。それと、先ほどの働き方としてですね。こういった働き方も含めていろいろな事情がございますので、会計年度任用職員もしくは再任用職員という形での働き方、これもそれぞれあるということでもありますので、そのメニューに従って行っていく。もしくは、今、定数条例につきましても、今後の行政サービス、行政運営としては、今の状況でどうなのかということも定数条例の再検証もしていかなければいけない時期にきているのかなということも、この段階でも、この機会に考えていきたいと思っております。

また、嘱託保育士で現況の報酬額が会計年度任用に移行することで下がってしまうのではないかなというような形で懸念されているところがあります。これが実際はかなり年数を勤めていらっしゃる方ですと、やはり上限額を超えている、今回の移行によってマイナスになってしまうという形が実は14名ほどいらっしゃいます。その14名については、そういったことでは不利益をこうむるということでございますので、そのまま移行した場合に経過措置を設けさせていただいておりまして、これは下がらないようにという形での部分で確保していこうということで、現給保障をしていきたいということでもあります。具体的に申し上げますと、保育士14名でございますが、そういった方が月当たりになりますと14名で、ちょっと具体的な数字を申し上げるといけないかもしれま

せんけれども、トータル14名の方がこのまま会計年度に移った場合、毎月当たり9万円強、14名で10万円ほどマイナスになってしまうということでもありますので、これを現給保障として10万円ほど上乘せしていく形を経過措置の中に入れております。その分は現給保障することによって期末手当のほうにも影響が出ますので、そういった面でもよく見ると実質期末手当が2.6カ月ありますので、先ほど言った10万円弱が14.6カ月を掛けた分を、140万何がしがやはりこういった現給保障として確保していかなければいけないということでもあります。この辺もいろいろと加味しながら、現在のそういった報酬を下回らないように経過措置を設けさせていただいているというふうな状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） こと保育士の処遇改善ということが求められるわけでありまして。

この新制度に移行するに当たって、クラス担任を持つ会計年度任用職員、いわゆるフルタイム職員がいるという、またふえていくと。こういう中で、本当に必要な保育士であるならば、やはり正規への道というものも開いていくべきだというふうに思うわけでありまして。そういう中で、例えばこの給料表にもありますように、1級の10号まで保育士はあるわけですね。2級にいきますとクラス担任があるということで、だんだんと号数も上がっていくようにはなっているわけでありまして、そうしますと、やはりこうした処遇改善あるいは正規への道を開いていくということで、定数管理の中でもふやしていく、そういう必要性があるのではないかなというふうに思うわけでありまして。

今回の移行に当たって、14人が下がっていくということが明らかになってきたということと、それから、現在国のほうでも就職氷河期の時代に正規になれなかった職員の採用というのも特別枠で設けているわけでございます。愛知県におきましてもそのようにしている、各自治体においてもそのような対応をとっている。そういうことから考えても、この必要な保育士、いわゆる就職氷河期にそういう30代の方たちを対象にした定数枠をふやす、そういうような取り組みも行っておりますので、幸田町としましても、やはりそういうような必要な保育士の確保ということから考えても、正規職員への道というものも特別枠で設けるべきではないかというふうに思うわけでございますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 保育士の確保というのが、なかなかやっぱり課題となっております。今現在1級の10号まで、2級の10号までという形での設定で今給料表ができておりますけれども、もちろん正規職員として採用試験を受けていただきながら、そういった形で移行していただくというのが中にもたくさんいらっしゃいますので、そういった面で今現在保育士の採用の年数的には35歳までというふうに引き上げております。そういった面では、いわゆる就職氷河期の方たちの部分の対応としても、実質35歳までが妥当なのかというのは今全国的にも課題となっておりますので、今議員が言われたように今後のそういった正規職員の確保、またそれのための定数の確保、こういったものをこの機会に考えていかなければいけない時期にきてるということは認識させていただいているということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 就職氷河期の中で、今年度35歳以上といたしますか、幸田町は現在採用枠の中では35歳までというふうに言われましたけれども、それ以上の方たちが就職氷河期になっているわけです。幸田町でも御多分に漏れず、職員採用いわゆる保育士の採用を控えてきた時期というはあるんですね。ちょうど合致するわけですので、その辺から言えば、いわゆる特別枠としてそういうものも設けながら正規職員への道を開いていく、そして身分保障もしていくと、この会計年度任用職員としてではなくてですね。そういうものもやはり道を開くべきではないかというふうに思うわけでありまして、これは一般の採用試験とは違って、また別の枠としてやっていく、その考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 子育て環境としていろいろな面で保育士の確保というのは、やはりいろいろな経験を踏まえた方たちを即戦力として使っていくという形を望まれる状況であると思います。そういった面では35歳というのが妥当なのかどうかというのも今後の課題になると思います。もしくはリタイアされた方の働き方という面では、会計年度任用職員というのが、もしくは再任用という形のもが一番妥当ではないかという働き方の中ではありますが、今のいわゆる就職氷河期の方という言葉が正しいのかわかりませんが、そういった方たちがしっかりいわゆる正規職員として働ける、そういった面での1会計年度という形ではなく、そういったものの道を開いていくということは今後の課題として検討させていただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第48号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第49号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第49号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時08分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第50号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回の地方自治法の改正によって、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が除かれるというふうにあるわけですが、この欠格条項の改正の理由についてお尋ねしたいと思います。それと同時に、この対象者が成年被後見人と被保佐人が対象者になるわけですのでございますけれども、この改正の理由と同時にこの対象者のことについて詳しく説明がいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） この成年被後見人と被保佐人の関係の欠格条項の改正理由でございませけれども、そもそもが成年被後見人制度というのが明治時代からの禁治産制度というか、そういったものが発端でそれが2000年度に廃止になって、成年被後見人もしくは被保佐人という制度に変わったわけですがけれども、この中で、やはりそういった成年被後見人とか被保佐人になることでなかなかこういった職務がそのとおり待遇が整わないというふうなことがあったりして、いわゆる人権侵害と批判される部分もあったということが、その課題の前提の中に社会問題としてあったということで、今回地方公務員法を始めとする187本の法律からこの制度を削除していったということで、そういった背景だと思えます。この成年被後見人などを資格とか職種とか業務等から一律に排除する規定を、そういった欠格条項を設けている各制度について内容をもう少ししっかりさせるといふことで、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規程、いわゆる個別審査規程へと適正化するとともに所要の手続規定を整備するといふことが、これにかわる制度となったといふことを聞いております。公務員については、原則として欠格条項を単純に削除することで、現行制度において、その採用時に試験や面接を行って適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても、病気休暇とか、分限などの規定が既に整理されているといふことから、今回その文言を削除するといふのみでこういった改正を行っていくという状況でございませ。なお、対象者につきましては特にございませないので、対象者はなしといふことでお答えさせていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 人権侵害に当たるとして改正をし、公務員への道を開くといふ、そういうものでございませけれども、しかしながら、個別で入り口のところでいろいろ判断をしていくといふことになっているわけがございませけれども、実際にこの制度が適応できるのかといふこととございませけれども、その辺についてはどのように判断をされるのかといふこととございませ。この点について、幸田町としてはどう考えられたのかお尋ねしたいと思ひませ。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 所管としまして、例えば期末手当とか、そういった部分の算定の中に、例えば途中でこういった成年被後見人に該当するといふような形になってしまった場合の対処としては、もともとこういった内容でも期末手当については算定していたわけですので、その中の実態としては変わっていないといふことであります。事例はないんですけれども、もしそれになった場合でも権利は保障されているといふ状況であります。今回の改正については、そういった言葉を削除するといふことであつて、実質的にはないといふふう聞いております。そういった面では、企画関係で所管するものについては、そういった面で実害は特に感じていないわけがけれども、今、そういった場合にも基本的にはそういった権利を守っていくといふ考え方は根底にあるといふことでありますので、そのような運用になるかと思ひませ。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第50号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第51号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今度の消防団員条例の一部改正でも欠格条項の見直し、そして、さらに分限の見直しというふうにあるわけでございます。その中で、分限の見直しについてお尋ねしたいと思います。

第7条で、この分限について決めてあるわけでございますけれども、その中で改正前について言えば、この2項の2号について、当消防団の区域外に転住し、または転勤したときということになっているわけでございますけれども、今回の分限について、この点については身分を失うというようなことがどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 議員お尋ねの分限にかかわるところでございます。幸田町の消防団につきましては、分限ということでまず特別職の公務員ということになるわけでございますけれども、その公務員としての身分について分限というものが規律ということで定義をされているわけでございます。そうした中で、消防団員の資格といたしまして、在住もしくは在勤という条件を課しているといえますか、定義がされているわけでございますけれども、この第2項の中でそうした規定がされているわけでございますけれども、昨今のこの御時世でございます、消防団員の確保が幾分困難な状況に陥っているわけでございます。おかげさまをもちまして、幸田町におきまして定員割れというものには至っていないわけでございますけれども、これまでの消防団の団員の変遷から見ますと、町内勤務、町内在住というのがほとんどという御時世から、昨今は町内勤務もしくは町外勤務というものが比率で申しますとほぼ半々に近づいてきていると。さらに自営業者等につきましては極端に減少しており、サラリーマン化が進んでいるという状況でございます。こうした状況に加えまして、さらに近年の生活状況といえますか、こういったものが加味されまして、町内勤務から町外勤務、それから町内在住から町外への在住、これにつきましては家庭の御事情ですとか、勤務の仕事の都合というものも当然あるわけでございますけれども、そういった状況が加わりまして、これまで町外に住んで町外に勤務、要は幸田町に全くいないような団員というものはなかったように思われるわけでございますけれども、団員になりましてから町外に転居、仕事の都合で町外に勤務という実態が出てまいりました。これに伴いまして、今回のこの改正に至ったという状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） そうしますと、改正前はこうした事例が半々に近づいてきているのを目をつぶってきたということで、団員確保に努めてきたよということが問題になってこの改正になったということなのではないでしょうか。その点について、この分限についての再度の説明をいただきたいと思います。身分を失うという、こういう条項がある中で、この辺のところ大きな問題となったからということで説明はなかったものですから、その辺のところこの分限とはどういうことかということでお聞きをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 大変申しわけございませんでした。消防団につきましても、在住もしくは在勤という条件があれば団員として活動をしていただけるわけでございます。町内におきます在住もしくは在勤ということで考えますと、定員147名全てがこれまで条件を満たしていたということでございます。先ほど議員が半々とおっしゃいましたけれども、在住もしくは在勤ということで、その比率が半々ということでございますけれども、団員としての資格要件は十分に満たしていたということでございます。ところが、ここ1年、今年度になりまして、町外に住み、なおかつ町外の事業所に勤務をしているという方が発生をしたと。団員になってから事後に発生をしたということでございますので、こういった方々にも団員として継続した活動をしていただけるように今回の改正をさせていただくというものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） とりわけ今回こういう分限の改正をすることによって、団員の確保に努めていくということでございますけれども、やはり、今消防団員の不足というのが大きな問題になってきているわけですし、団員の確保が課題でございます。そういう中におきまして、幸田町の消防団員147の定数を満たしていく、こういう取り組みの中で条例改正によって確保を図るということで充実をしていくという、そういう取り組みはこれからもこの条例の中でそういうことがないようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 消防団員の方々には、幸田町におきまして団員としてしっかりと活動をしていただくということで、今回の改正につきましても全く新しい団員の募集に際しまして、町外に住み町外で働いているという方を募集するというようなものではなくて、町内在住もしくは町内在勤という方が町外へ出て、町外の事業所に勤めているという方々を救済するための改正でございますので、そのところをよろしくお願ひいたします。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第51号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第52号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この件につきましては、私は、公平、平等、ただ働きが生じない、そういう制度に改めていただきたいということで、せっかくなので改正でございますので、そういう観点から質問をさせていただきます。

まず1点目が、本年度末に退職される団員で新しい基準との間で差額が生じるという、そういう団員がおられるのか、おられないのか。おられるとしたら何名お見えか、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 今回の改正によります差額の発生をする団員がいるかないかということでございます。今回の改正に照らし合わせまして、勤続年数が6年以上の団員を全て退団すると想定をした場合、6年で退団をされるという方が9名、7年で退団をされるという方が6名という想定になるわけでございます。3月31日付での退団ということになりますと、この方々が差額といたしますか、今回の改正から漏れるという状態になるかと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 合わせて15名おられるということによろしいですか。とにかく10名はおられるわけございまして、実は私も昔若いころに消防団員をやっております、私が入団した当初は5年未満は退職金が出ませんでした。それを私どもも頑張らせていただいて、5年未満の方でも出るようになった。それで、今の5年以上の区切りになってきているわけですが、私は実は9年弱消防団員をやらせていただきましたが、7年ぐらいで1回退団して、あと2年が分団長ということで。私は、平の退職金を5年間でもらいまして、正副分団長はまるっきりただ働き。皆さんがもらっておられるのを見てうらやましく思って、それで、そういうことのないようにということで消防の方にも働きかけをさせていただきました。これだけおられるのであれば、これは別に国の制度でも何でもない、幸田町独自のとてもいい仕組みだと思います。先ほどの丸山議員の質問で指摘にもありましたけれども、団員の確保というのは、これは本当に大切なことだと思いますので、そういう観点からも、これを1日変えるだけでこの方々が救われると思いますので、そういうふうにして救済をして、また気持ちよく働きに見合った退職金をお支払いをして、本当に気持ちよく退団をしていただく、そういうふうにしていただく。そういうお考えがないかどうかお尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 今回の退団という件に関しまして、先ほど申しました人数につきましては、年数の多い者が全員退団をした場合という想定でございます。6年目の方がもう1年延長をされれば退団をされないわけでございますので、人数につきましてはちょっと減ってくるという状況でございます。

それから、退職報償に係ります改正のタイミングといたしますか、前回の大きな改正というのが平成4年の改正ということでございます。消防団につきましては、各地域で任期といたしますか、それぞれございまして、例えば高力の神山につきましては3年ですよ、深溝につきましては、かつては4年ですよ、こういった暗黙の了解といたしますか、こういったものがありまして、その方々につきましては過去退職報償というものがなかったわけでございます。そういった者を救済するがために平成4年に大改正がかかりまして、2年以上の退団につきましては手当が支給されるという形に変わったわけでございます。今回は、それに次ぐまた改正ということになるわけでございますけれども、どのタイミングで改正をしたらいいかと。例えば1日もしくは1年分救済をするということを実施したとしても、さらにその前に退団をされた方が逆に悔しがるという状況もあるわけでございます。我々としても、全ての方を救済をしてまいりたいわけでございますけれども、なかなかそういった皆様から頂戴をしております公金でございますので、

それを一概に簡単に支払いをしていくということもできかねます。今回につきましては、新しい年度からの退団の方々につきましては1年刻みで改正をかけていくということでございます。それから、この改正につきましては、全ての5年というこの階層を1年ごとに変えていくというのも、これは一つの手かと思えますけれども、現在の団員の継続年数といえますか、こういったものをおおよそで考慮に入れますと、10年までを刻んでまいればいいのかなどというところで今回の改正というところになっております。大変残念ではございますけれども、今回退団をされる方につきましては、これまでどおりの報償というところで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 過去に退職をされて寂しい思いをした本人ではありますが、そこまでは効力をさかのぼれということを私は申し上げてはおりません。今現在消防団員として働いておられる方、そういう方について、今この条例改正をされるわけですので、そういう方々、今の団員にひとしく恩恵が行き渡るように、そういうふうにせしかくの機会でございますので。先ほど前回の改正は平成4年の大改正というふうに言われました。今度は令和です。令和には、後々まで令和いっぱい改正の必要がないような、そういうような制度に改めていかれる、それから平等に受けられる、そういうふうな制度に検討がされるべきであろうかと思えます。また、あわせて、この10年以上については5年刻みにやはり今までどおりになっております。ここら辺についても、実際にはそんなにおらんだらうと、だからいいのかなということもおっしゃられて。そういう気もしないわけでもないわけでございますけれども、仮に長い年数、14年ぐらいやっていたような方が今後出てくるかもしれません。そういうことになると、そういう方に対しては何らかの報いができるように。10年を越えた場合は幾らに、1年当たり何円を乗じて得た額を加算した額とか、そういう決め方なども考えられるかと思えます。そうすれば確実に一年一年が評価をされる、そういうふうになると思えますので、ぜひ検討していただいて最終日までにはやっていただかないと、ことしの人は恩恵を受けられませんので、十分内部で御検討をいただけたらというふうに思えます。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） はい、議員から強く要望をいただいたというふうに認識をしているわけでございますけれども、今回の改正につきましては、内部でも十分に検討をさせていただいたつもりでおります。議員がおっしゃるとおり、私もかつては消防団に入っていたわけでございます。消防長になりまして、この退職報償を眺めておりましたら、何とやらやましいことやらというような金額になっているわけでございます。我々のころはもっと低かったというふうに思っているわけでございます。こうした改正を内部でもしっかり検討させていただいて、常に救済措置というものを検討するというのも当然これはいいことであるには間違いないわけでございますけれども、やはりある程度その都度改正のときのタイミングというものを考慮しまして、今回につきましては4月ということで、この3月31日で退団をされる方々につきましては大変申しわけございませんけれども、これまでどおりということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、今回の改正につきましては、私も含めまして消防署内の管理職ともいろいろと協議を重ねてまいっていたわけでございます。1年ずつに全てをする改正、それから年数を追うごとに上昇していくような改正というような、こういった改正等も検討をさせていただきました。近隣等も見ながら、近隣の中でも1年ごとにしている市町は非常に少のうございます。3つほどあるわけでございますけれども、豊川、新城、設楽と、ここは1年ごとにしているわけでございますけれども、それ以外のところは5年ごと、これが主流でございます。幸田町の改正につきましても恵まれているほうという状況になろうかと思えます。こういったことも御考慮いただきまして、今回につきましては4月1日をもって改正ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 私も新米議員の右も左もわからないものでございますけれども、ほかの方法が何かないか先輩議員とも相談をさせていただいて考えてみたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。ということで、私の質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 議員のおっしゃられることは十分に理解をさせていただいております。近年、消防団の手当関係につきましては、昨年度につきましても出動手当といたしますか、手当等の改正をさせていただいております。今年度につきましては今回の改正ということで、諸般の事情等をいろいろ考慮させていただきながら、いろいろな意味から団員の活動を支援していくつもりでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 私からは、現行での問題点と改正により期待する効果についてお伺いをしてまいりたいと思えます。

今回の改正の内容は、5年以上10年未満の退職報償金が20万円で頭打ちとなっております。10年以上にならないと上がらないという状況であります。この部分だけを1年ごとに1万2,800円ずつ加算をするという内容であります。この内容に至った経緯といたしますか、現行での問題点、それから、またこの改正によってどのような効果を期待されているのかお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 消防団員の退職報償金につきましては、消防組織法第25条によりまして、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、市町村が条例で定めるところにより、その者に退職報償金を支払わなければならないということを定められております。市町村におきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令これをもとに条例で定めております。消防団員の公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令では、5年ごとに勤務した消防団員に対して退職報償金を支払うものと定めております。幸田町消防団につきましては、勤続年数に応じた支給とこれまではなっておらず不公平感を感じるものとなっております。そこで、退職報償金の不公平感をなくすために、消防団員が1年でも1人でも長く継続して活動をしていただけることが期

待されるように今回の改正ということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 1年でも1人でも長く活動していただけるように期待をすると、そういう改正であるというお答えでありました。確かに最近はなかなか消防団員が集まらない、こういう状況で地元でも苦勞をしている、そういうことではありますが、定年の制度というのはないというふうに聞いております。しかし、一応のけじめとして5年というめどがどうもあるようでありまして、これは6年以上勤務しても10年以上やらないと退職金は上がらない、そういうところに問題があったのではないかなというふうに思うところであります。

それで、最近の退職者の平均年数、これは勤務年数がどれぐらいの勤務年数であったか。また、過去最長に勤務された方は何年ぐらい勤務をされたのか、お伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、地区ごとに年数の決まりがあった部分もあろうわけでございますけれども、ここ最近に至りましては、退職者の平均年数につきましては、昔から退職金をいただけるのは5年という区切りが1つございまして、ちょっと調べさせていただきました。平成26年からこの30年までの5年間で勤続年数を確認させていただきましたところ、平均が4.93年ということでございます。一度消防団を退団し再入団をいたしました消防団員11名がいるわけでございますけれども、この勤続年数を含めると平均が5.36年ということでございます。また、お尋ねの最長の勤続年数ということでございますけれども、昭和50年以降の団員を対象に調べさせていただきました。10年選手が2名、一度消防団を退団し再入団をいたしまして最長で16年という方が1名おられるという状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） やはり5年間、4.93年ということでありましたが、まあ、5年がめどであったのだろうなというふうに思われます。10年以上という方、16年以上という方も数名見えたわけでありましてけれども、この人たちは本当に奇抜な方というか、ありがたい方であるなというふうに、特殊な方だというふうに思われます。

今回の改正の狙いですね。やはり、5年以上勤務していただける人をふやすというような狙いもあるのではないかなというふうに思うわけですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 幸田町の消防団につきましては、任期についての厳格な定めというものはございません。幸いにも消防団発足以来、定数を一度も割ることはなく継続をしているという状況でございます。しかしながら、消防団員の確保には、それぞれの市町でも喫緊の課題というふうに捉えております。消防団員につきましては、毎年147を5で割りますと30人前後が必要団数ということで、退団者がいるわけでございますけれども、区長様、それから現役の消防団員を始め地域の皆様にも御協力をいただきま

して、団員の確保に努めているという状況でございます。5年以上を決して望むわけではございませんけれども、1人でも1年でも長く勤務をしやすい状況をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） お気持ちはよくわかりました。しかし、この1年以上から6年未満の間の勤務年数で見ますと、2年以上で8万円、それから3年目から4万円ずつ加算されてあります。6年以上から10年未満は、今回の改正ですと1年ごとに1万2,800円しかふえない。この金額がかなり下がってしまうような改正になっているということですが、こういった改正の中で、おっしゃったように希望する1年でも1人でもという効果が出てくるのかなというのが少し疑問に思うわけですが、その辺はどのように思っておられますでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 幸田町におきましては、平成4年に5年未満の消防団員に対する2年以上勤務した場合、退職報償金の支給をするということで、5年を基準といたしまして1年ごとに均等割をした金額、これを積算をしております。今回の改正につきましても、これと同様の算出方法を使っているという状況でございます。上位のものからその下の階層を引いて5で割った差額ということでございます。したがって、今回でいいますと、議員がおっしゃられました1年ごとに1万2,800円という加算になるわけでございます。6年以上10年未満の勤務をされました消防団に対しては不公平感をなくすということでこの金額ということで、議員のおっしゃられる意味も十分に理解をしているところではございますけれども、少しでも分配を多くしまして長く勤務しやすい状況をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 5年ごとの枠のある中で、町ができるだけの努力をしたという答えだと思います。趣旨は理解できました。再度お伺いをするようなことになるわけでありませうけれども、この改正で何年くらい、まあ、5年以上、何年くらいやっていただけるのかなというような算段というか、狙いというか、そういうものはあるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 幸田町の消防団におきましては定員147名ということでございます。何年くらいという一概に数字は出ないわけでございますけれども、消防団員の平均勤務年数、これを5年から6年にした場合ということで想定をしますと、毎年30人の確保から1年延ばすと24.5人になるわけでございます。5年から7年にする場合には、30人が21人と減少すると推測をされるわけでございます。こういった意味から申しますと、消防団員の確保がしやすくなるということではございますので、区長様、それから団員の負担軽減という意味では、この辺の年数が適当かなというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） おっしゃるとおり、地元の努力、苦勞、こういったことの軽減を図っていただける。これは期待どおりそうなってほしいなということは、私もそう願うと

ころであります。

では、今回の改正で、町として必要経費はどのぐらい必要になってくるかということについてお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 必要経費はどれくらいかということでございます。令和元年度で5年以上の消防団員34名がおります。この34名を対象に算定した場合、改正前よりも改正後につきましては、総額で724万1,800円ということで、31万7,800円が増額をするという見込みでございます。この数字につきましては、34名が全て退団という状況で想定をしております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 意外に少ない金額といたしますか、数十万のことで今までおっしゃったようなこういう効果が期待できるとすれば、もうちょっと早くやっていただきたかったなということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 先ほど来、御質問をいただきまして、今回も御質問をいただきまして、消防団員の活動しやすいような改正をとという声を十分に聞かせていただきました。当然我々署員もそういうふうを考えているところでございます。改正につきましては、今回我々の中では大きくというふうに認識をさせていただいているわけでございますけれども、継続をして時代に合った改正に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、8番、藤江徹君の質疑を許します。

8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 私、2項目ばかり質問として通告書を出させていただきましたけれども、第1項目の退職報償金を見直す背景、これは何でしょうかということでしたけれども、先ほど来からの説明をお聞きしまして大体わかりましたので、これについては割愛させていただきます。

そして、2項目め、先ほどもちょっと質問及び説明がありましたけれども、本来この退職手当ですね。これについてはどこの一般企業でもそうですけれども、勤続年数に対して相乗的に増額していくものだというのが一般的だと思います。つまり、かなり差があるところだと二次曲線的に上がっていくと、勤続年数に。そういったようなところが一般的だと思います。今回、先ほども説明がありましたように、要は6年未満のところまでの年数ごとの増額というのに対して、6年以上その増額がかなり少なくなっていると。ちょっとこれはおかしいかなというふうに私も思います。先ほど来ありましたように、今後これをまた改めて直さなければいけないようになってくるんじゃないかなというのが懸念されますし、それから、先ほど来ありましたように、1年でも長く勤務をしやすい環境づくりのための今回の改定だということであれば、例えば10年より先の面も含めてかなりもっときめ細かく改定するべきではないかというふうに思います。したがって、通告書では今後さらなる改善はありますかということですが、先ほど伊澤議員からも一応要望があったとおりに、私としてもこれは全面的にやっぱりもっときめ細

かく、本当にきめ細かく長期間、ここで言うと30年以上のところまでございますけれども、そこまでを見据えた上での改定という方向を考えたほうがよいのではないのでしょうかということでお聞きしたいです。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 議員のお言葉大変ありがたく思っております。消防団の退職報償金につきましては、消防団というものが消防組織法に基づく組織ということになります。退職金につきましては、先ほど来ちらっと申し上げました消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令というものがございまして、こういったもので金額が基本的に定められているというところがございます。幸田町におきましても、5年ごとの金額につきましてはこれをそっくりそのまま準用しているという状況でございます。そうした中で5年未満の部分、それから今回の5年から10年の部分というものを改正をしてくれているわけでございます。それから、消防団員の継続しました勤続年数といいますか、これにつきましても今のところ10年が上限に近いということがございます。昨今の消防団員の確保が困難な状況というものを考慮しますと、今後は10年もしくは10年超という団員の発生というものを危惧されるわけでございます。そういった状況に何とかおくれることのないように改正をというつもりではおりますけれども、そういったことも念頭に置きながら、今後、事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江徹君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、黒木一君の質疑を許します。

6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） それでは、2点ほど御質問させていただきます。

最初の項目ですけれども、この改定は先ほどから答弁を聞いておりますと、近年なかなか団員が集まるのが難しいということをお聞きしているんですけれども、そのための改正なのか、狙いは。その前に定数が147という言葉がよく出てくるんですけれども、残念ながら私は147ということを知らなかつたんですけれども、その147であれば、4分団までありますよね、その1分団ずつの定員で合計で147なのか、それもあわせて教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 今回の改正につきましては、団員確保というものが主な狙いというわけではございません。団員等の活動、それから退団におきます処遇につきまして少しでも改善を図るという形での改正ということでございます。

それから、団員の147名でございますけれども、トップに正副団長2名がおりまして、残り145名が団員ということになるわけでございますけれども、各分団基本35

人で、第2分団のみが5名多いという状況で40名ということで、35、40、35、35、2の合計の147名という状況でございます。これにつきましては、もうずっとこの定員できておりますので、これを割らないようにということでこれまでずっとやっております。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 1番目のは大体理解しました。退職金については、先ほどの質問であったように、僕もちょっと疑問を感じているんですよ。大体普通の退職慰労金等であれば、年々勤続年数が上がっていくともっと上がり幅が大きくなるというのが普通ですよ。10年未満だとほとんどないというのがあるんですけれども、その辺はみんなの頑張りに合わせてもっと上げてもいいんじゃないかなと、余裕があればと思っています。

次の質問に移りますけれども、僕が幸田町の消防の関係でちょっと関与したときから、18歳以上を団員の加入、それから女性の加入を促進していこうということをしたか数年前にお聞きしたと思うんですよ。去年の消防年報にも、楽しみにばっと見たらゼロということで、努力はされてると思うんですけれども、ここ数年反応なしですよ。その辺の今の活動状況を教えてほしいのと、それと消防団員を確保するには地域も大分苦勞しているんですよ。特に区長さん、それから団員の人。団員は5年というのがあったんですけれども、みんな5年でやめるよというのが大体大筋ですね。やめるときに後任を探してこなければやめれんというような声も聞きます。そんな体制づくりでは人は集まらないと思うんですよ。もう少し地域に任せるじゃなくて、行政のほうも地域と一体になって指導したり相談し合ったりして団員の確保に努めてほしいなと私は思っています。その辺の考えをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） まずは退職報償金関係でございますけれども、議員の皆様方の思いというものも十分に理解をさせていただいたつもりでおります。確かに年数が延びれば金額も上がっていく、これが一般的な退職金というものであろうかというふうに理解をしております。消防団の報償金につきましては、上位法といいますか、上に規則が1つあるものですから、それに倣っているというのが実態でございます。そうした中でも1年刻みというものを設けまして、団員に少しでも手当を厚くということで改正をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、消防団員の確保ということでございますけれども、あいも変わらずといいますか、18歳以上、男女を問わず募集をさせていただいているというところがございますけれども、18歳以上でお勤めをされてみえる方、学生の方、それぞれ団員というのはいるわけがございますけれども、女性に関しましては、受け入れる体制というのは、今、第2分団におきましては女性用のシャワーですとか、トイレですとか、こういったものが完備されておきまして、受け入れができる状態にはあるわけがございますけれども、大変申しわけございません、団員につきましてはまだ確保されていないという状況でございます。我々といたしましても、地元消防団につきましても受け入れを拒んでいるわけではなくて、受け入れる体制は十分にできているという状況でございます。なお、近隣におきましては、女性の団員というものはあるわけがございますけれども、幸田町

におきましては、女性の団員もおりませんし、女性消防団というものもないという状況でございます。

それから、町といたしましても、団員の確保には常に努力をさせていただいているというつもりでいるわけでございますけれども、これまでも区長様、区長会、こういったものを通じ、また地元の役員さん等にもお願いをしながら一緒に勧誘に回っていただくとか、こういったことで御苦勞をいろいろとおかけしているということは十分承知をしております。いろいろな行事等で消防団というものをPRしながら、確保には努めているところでございますけれども、なかなか功を奏しないという状況でございます。これにつきましては、総務省を挙げてといいますか、全国的なもので総務省のホームページからそれぞれの消防団のホームページというものも持っているところもあるわけでございますけれども、いろいろな手を使いながら、その都度PRをしながら確保に努めているという状況でございますので、その少しの努力を御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 努力はわかりますけれども、18歳以上、女性とアドバルーンを上げてもう数年たつわけですね。それで、努力してだめだったらほかの手を考えると、そういう努力をされて原因を突きとめて、その原因を皆さん方で話をして協力を求めるということを今後やっていただければいいかなと思います。よろしくお願いします。

これで、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 本町におきましても、女性に関しましては女性消防クラブというものがございます。我々としましては、こういったものを少し発展しまして消防団員というものに少しでも近づいていただけるように、気持ちがそちらに向いていただける方が出てくることを願っているという状況でございます。それから、女性職員というものも今1名いるわけでございますけれども、こういったものを少しは見えて近づいていただいて、ひょっとしたら消防職員もしくは消防団員というものになっていただければというふうに願っているというところでございます。よろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 先ほどこの必要額について足立議員からあったわけでございますが、その答弁を聞き漏らしたわけでございます。そこで改めてお伺いしたいと思います。この勤務年数の細分化で、これまでと比較をして年間どれぐらいの必要額になるのか伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 答弁願います。

消防長。

○消防長（都築幹浩君） この退団者に伴います年間の必要額ということでございますけれども、この令和元年度末で退団をされます34名の想定ということでございますけれども、総額では692万4,000円ということでございます。それで、その中で5年以

上の者につきまして改正をかけた場合ということで、その差額分が31万7,800円という状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回、元年度で計算をした場合は、31万7,800円の5年以上になりますと必要額があるよということでございますが、先ほどから伊澤議員の質問にもありますように、やはり提案をし、そしてやった場合、やはり人情としては元年度末で退職した場合に該当する人たちへの配慮というのは必要ではないかというふうに思うわけでありまして。必要額が31万7,800円上乗せになるよということでありますので、その辺のことも改めて私も提起したいというふうに思うわけでありまして。

それから、今回このように勤続年数が細分化をしたということで、団員の苦勞に少しでも報いるというようなことから考えますと、前進というふうに思うわけでありまして、ただ、お聞きしたいんですけれども、6年で退団をする、そして一旦間を置いて今度は副分団長あるいは分団長にということもあって、またその後退職をする。それも2年以上の退団で退職報償金の対象になってくるわけでありましてよね。再度さらにまたここで退職をして、そして今度は副団長や団長さんになりますと、一定程度の人望あるいはまとめ役、それから資質、いろいろなことが加味をされて副団長、分団長への道というのがどうもあるように見受けられるわけでございますので、またこれが勤続年数ということで2年以上からの対象になってくるのかなというふうに思うわけでありましてけれども、その辺のところはどうなっているのか再度お伺いをいたしますということでございます。

それから、また、今回団員の確保につながるかということでございますけれども、これは黒木議員とかの質問でもあったわけでございますけれども、処遇の改善を図るだけよということでございますが、やはり団員の確保ということから考えても、それがやっぱりつながるような制度にしていくべきではないかなというふうに思うわけでありましてけれども、この辺は金額との兼ね合いもあるかというふうに思いますので、お尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） まず、最初にお答えをさせていただきました31万7,800円でございますけれども、総額で申しあげました金額というのは、34名の退団予定だろうという人材がいるわけでございますけれども、その総額ということでございます。それから、この31万7,800円という差額に基づくものが5年を越えている団員ということで、15名の金額ということになりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、ここ最近の退団者の数を平均してみますと大体29名ほどということで、先ほど来申し上げております5で割ると30という数字と似通ったものということになるかと思うわけでございますけれども、こういった方々への一つの活動しやすい、活動してきたための報償というつもりで改正をさせていただいているというところではございますけれども、今年度の退団者につきましては申しわけございませんという状態にはなるわけでございますけれども、これもある意味どこかで基準となる日付を設ける必要があるのかなというふうにも考えておりますので、今回につきましては4月1日での

施行ということでお願いをしたいと思います。

それから、団員の退職報償につきましては、まずは入団をしまして2年に満たない状態で退団をしますと、退職報償金はございません。2年以上から退職報償が支払われるという現状になっているわけでございます。それから、それぞれの団員の階級によりまして金額が若干区別されております。団員という区分と部長及び班長という区分、それから副分長、分長、団長、副団長という区分があるわけございまして、一般的には5年、6年、7年あたりで退団をされますと、部長か班長あたりの年数で大体、5年の方は団員という形ですけれども、ちょっと上の階級に上がった方ですと部長、班長ですね、こういった形で退団をされていくと。そうすると、それぞれの階級に応じた5年、6年というところで支給をされます。そこで、退団をされて、今度正副の分団長に上がってきますと、そこは一旦切れますので、切れてからのまたスタートということで、正副を務めますと2年ですね。そうすると、2年以上というところでまた退職金が支払われると。ここにつきましては、今度は分団長というところの2年が支払われるということでございます。また一旦退団をされまして、今度は数年置きまして正副団長というところへ上がってこられる方ですと、正副団長を通算で4年となりますので、ここは今度最終団長というランクの4年が該当してくるという状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） わかりました。団員の確保につながるかということでございますけれども、今回のこの細分化に当たって、その点は確保につながるか。いわゆる副分団長でも分団長でもそうですけれども、やはりそういう受け手がないと、一旦退団をされますので、受け手がないとつながらないわけですよ、そういう役職の人たちについても。その辺のところは、この確保につながる制度となるかということをお聞きをするわけでございますが、その辺についてはいかがでしょうか。ただ、お金をあげればつながるといってもいい。やはり、それは責任感とそういうものにおいて受けていくということなのかどうなのか、その点についてもやはり団員の確保、この点について充実をさせていくということから考えるとどうなのかということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 議員お尋ねの団員確保につながるかという点についてでございますけれども、一般的には団員というのは5年が先ほど来の任期といいますか、一般的ということで申し上げているわけでございますけれども、今回の改正につきましては、その部分では5年というところまでは改正がないわけでございます。我々といましては、そうした中で4年もしくは5年あたりの団員が、団員の確保が難しいということからその先のことを考える場合に、1年でも長くやれば少しの報償金が入るところでは団員の確保といいますか、団の維持といいますかね、こういったものに対してつながっていく部分になろうかなというふうには思います。ということで、これが全てというわけではなくて、基本的には退団をされて新しい団員が見つかることがベストなわけございまして、そういった意味では1年ごとに年数が上がっていけば上がっていくごとに金額的なものも考慮の一つにはなるのかなというふうに期待をするところでございます。あくまでも最後に手に入る退職報償金が全てで、これを上げれば確保につながる

というふうには考えていません。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第53号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第53号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第54号議案の質疑を行います。

11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 1点だけ質問をさせていただきます。

幸田町の印鑑登録証明についてでございます。外国人の登録の仕方、これはサインでいいのか、それとも印鑑が要るのか。印鑑の場合は、文字や印影の基準、記号や文字数の制限等、基準がありましたらお尋ねします。アメリカのトランプ大統領も独特のスペルでサインをしているし、本人の金銭的な負担も重くなるのではないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 外国人の印鑑、サインについてのお尋ねであります。

本条例につきましては、印鑑の登録及び証明に関しまして必要な事項を定めるというものであります。外国人の方にとりまして、印鑑はなじみの薄いものかもしれませんが、不動産の売買や自動車の購入など、日本の制度として実印が必要な場合には、外国人の方でありましてもサインでなく実印が必要となります。実印であることを公的に証明するため、この印鑑登録が必要となります。印鑑を登録するに当たりましては、この条例の第5条第2項におきまして登録できない印鑑がどういったものか掲げております。まず、住民票に記載されている氏名等の文字であらわしていないもの。それから、印鑑の材質がゴム印など変形しやすいもの。それから、印影の大きさですけれども、8ミリメートル以上25ミリメートル以下の正方形の中におさまらないもの。最後に、印影を鮮明にあらわしていないものというように、公的に証明する印鑑であります。実印として不適切なものにつきましては、登録できないように基準を設けているということであり

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、8番、藤江徹君の質疑を許します。

8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 今回のこの議案に関しまして、実は私は人権擁護委員も兼任しているものですから、かなり注目をしております。というのは、今回、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書、これに関して性別の記載廃止、この廃止ということに対しては何が目的なのか。これはやっぱり人権問題対応ではないだろうか。特に皆さんよく御存じのLGBTのTというところですね、トランスジェンダーというところに係るところなんですけれども、その対応なのかどうかということをお聞きしたいです。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

- 住民こども部長（牧野宏幸君） 今回の性別記載の廃止につきましては、議員仰せのとおり、人権問題であり男女共同参画を推進する上での大きな課題の一つに挙げられます。性同一性障害者、LGBTのTに当たる部分ですけれども、性同一性障害者を始めとしたLGBTですね、いわゆる性的少数者ですとか、性別の表記に違和感、抵抗感を持つ、そういった方々へ配慮するものであります。
- 議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。
- 8番（藤江 徹君） そういたしますと、今回の対象は印鑑登録原票とそれから証明書、このところでそれを廃止しますよということを記載してあるんですけれども、これにかかわるほかの書類、例えば住民課であれば戸籍だとか住民票などの原票、謄抄本など。これらへの波及的な影響はないですか。あるいは、今後それに対しても廃止していく予定なのかどうか。それとあわせて、ほかに結構住民課だけではなく、町の書類に関して全般的にこれは問題になっていくところなのではないかと思っておりますので、それへの影響はないかということについてお聞きいたします。
- 議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（牧野宏幸君） 今回の性別表記の廃止というのは、こちらにつきましては特にそういった戸籍、戸籍は戸籍法なんですけれども、戸籍ですとか住民基本台帳、住民票等の性別を廃止する、これは法律のほうで定められてますので、といったことはございません。本町におきます申請書等の書類、各様式における性別の取り扱いにつきましては、企画政策課によりまして実態調査が行われております。本年3月に策定をされました第2次幸田町男女平等参画プランに掲げております、性別による人権侵害や性的少数者への差別を解消するための施策の一つといたしまして、可能なものを順次性別表記を削除し、性別欄の廃止を進めるよう全課に指示が出されたところでございます。
- 議長（稲吉照夫君） 8番、藤江徹君の質疑は終わりました。
- 次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。
- 12番、水野君。
- 12番（水野千代子君） 今回の改正は、社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加していること。また、さまざまな活動場面で旧氏を使用するという女性活躍推進の観点から、旧氏の印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とするということの改正だというふうに思います。性同一性障害またトランスジェンダーの方も多くいらっしゃいます。その方々に配慮して性別欄を廃止するための条例の制定、一部改正であるかというふうに思うところでございます。今回の条例の改正では、性別表記の廃止、または印鑑登録原票のみであるのかというのをまず確認をしたいというふうに思います。
- それから、先ほども出ておりましたが、この住民関係のところだけではなくて、各種申請書などのさまざま様式があるというふうに思います。今後できる可能なところから性別欄を廃止するという事でお聞きをしたわけですが、種類等は大体どのぐらいあったのでしょうか、あわせてお聞きをしたいというふうに思います。
- 議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（牧野宏幸君） 本条例で性別表記を廃止いたしますのは、第6条に規定しております印鑑登録原票、それから第11条にあります印鑑登録証明書であります。

これ以外の印鑑登録申請書などの様式につきましては、規則で規定をされておりますので、この条例にあわせまして規則のほうも改正をし、印鑑登録の関係書式から性別表記を全て廃止をいたす予定であります。

それから、企画政策課が調査をいたしました性別記載のある様式につきましては、203件という状況でありました。その内訳といたしまして、まず削除可能な様式というのが99件。それから、法的義務や性質上削除ができない様式が83件。残りの21件につきましては、さらなる調査、調整を必要とするものということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 性別の記入がある様式というのは203件、その中で廃止が可能であるというのは99件ということで、今、お聞きをいたしました。最近では、私の目に見えたところでは、プレミアム付商品券購入引換券交付申請書にもたしか性別欄の記入がございました。このようにさまざま書類提出時に、やはり性別欄があるために困ってみえる方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひとも早い段階で各種申請書の様式の性別表記の廃止をお願いしたいというふうに思います。今可能なものが99件というふうに言われましたので、この99件に関しましては早い時期で廃止をしていただきたいというふうに思うわけですが、この99件に関しましては、例えば早い時期といういつごろに廃止が可能かということがわかりましたらお聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 99件が削除可能であるという調査の結果でありますけれども、時期等は各そういった関係書類によって、関係課によってまちまちであろうと思います。できるものから順次やっていくということで、なるべく早い時期にできるように努力をしていきます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） それぞれの関係課、部課が違うというふうに思いますので、それぞれの部課長の方たちもいらっしゃいますので、ぜひとも早い時期での廃止をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから確認でございますが、選挙区候補投票所入場券、この中に期日前投票の宣誓書というものがございます。性別欄の記載がことしの2月の投開票の愛知県知事選にはあるというふうに記憶をしておりますが、現在これが廃止をされているかどうかというのを確認をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員の御確認の選挙の有権者に送る投票所入場券におきます性別欄についてでございます。議員御指摘のとおり、2月の知事選のときにはございました。その後、平成31年4月7日執行の愛知県議会議員選挙からその表記を廃止をさせていただいているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第55号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ことしの10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まるわけ
でございます。それにあわせての改正になるわけでございますけれども、そこでお聞きを
するわけでございますが、現在3歳未満児の人数と、3歳未満児におきましては、これ
は無償化の対象にならない人数でございます。それから、3歳以上の無償化の対象とな
る人数、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） まず、3歳未満児の人数でございます。3歳未満児の人
数につきましては、9月1日現在でありますけれども、町立保育園で225名、それか
ら認定こども園、2園ございますけれども、こちらで39名、それから小規模保育事業
所で37名、合わせまして301名であります。このうち無償化の対象となります住民
税非課税世帯に属する人数につきましては、12名であります。それから、無償化の対
象となります3歳以上児の人数につきましては、これも9月1日現在でございますけれ
ども、町立保育園で810名、認定こども園で233名、私立幼稚園で340名、合わ
せまして1,383名であります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ちょっと聞くのがあれだったわけですが、無償化の対象人数、こ
れは幼児教育・保育の無償化にかかわる無償化の対象人数でございますので、幼稚園、
保育園だけではなくてほかにもあるというふうに思うわけですが、その点につい
てはどうなっているのかお尋ねしたいと思いますが、ほかには対象となる方はないで
すか。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） これ以外にも、今言った3歳児以上の中には、ほかの小
規模事業所につきましては3歳未満児ですので、3歳以上児の対象となる人数についま
しては、今申し上げました人数となるかというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 民間あるいはほかの例えば福祉の村に通っている子どもたちの無
償化、この辺についてはいかがかということでございますが、障害児の方たちの無償化
もあるかというふうに思います。その辺はどうなっているのかお聞きしたいと思いま
す。

次に、給食費の負担のない世帯数と人数についてお答えいただきたいというふうに
思うわけであり。これは年収約360万円未満の相当世帯、あるいは全所得階層の
第3子以降の1号認定あるいは2号認定の子どもということで書いてあるわけござい
ますけれども、その辺の給食費の負担のない世帯数と人数、それぞれお答えいただきた
いと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） まず、先ほど申し上げました無償化の対象となる施設に
つきましては、町立の保育園ですとか認定こども園が対象となるわけですが、そ

れ以外にも一応認可外の保育施設ですとか、障害児通園施設といったものが対象とはなってきます。こちらの人数につきましては、現在は先ほど申しました町立保育園とそれから認定こども園2園ですね、それから私立幼稚園が9月1日現在では無償化の対象となってくるというふうに把握をしております。

それから、給食の負担のない世帯と人数であります。これも9月1日現在でございませうけれども、町立保育園で86世帯、95人、それから認定こども園で18世帯、20人、合わせまして104世帯、115人です。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ありがとうございます。先ほど無償化の対象で認可外あるいは障害児対象施設ということでもありますけれども、これについては人数はまだ把握をしておられないということなのではないでしょうか。それともどうなのかということでございますので、あわせてこれについても把握しておられたらお尋ねしたいというふうに思います。

次に、この中で連携施設と代替保育ということでこの規定をしてあるわけでございますけれども、これについてはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 先ほど認可外ですとか障害児通院施設につきましては、無償化の対象となる3歳以上の児童はいないということで把握をしているところであります。

それから、連携施設の関係の質問であります。こちらにつきましては、今回の緩和措置というのが特定地域型保育事業者による代替保育及び卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が主なものであります。町内の特定地域型保育事業所、小規模保育事業所等でもありますけれども、こちらにつきましては町立保育園が8園ございますけれども、こちらを連携施設としておりますので、特に今回の改正では問題にはならないというふうに考えております。しかしながら、町外の特定地域型保育事業者につきましても、町内に居住する子どもが利用する場合は本町の地域型保育給付費の対象となります。この場合は、この条例で定める基準を満たす必要があります。特定地域型保育事業所は所在する市町村が定める基準によりまして認可をされますので、今回の緩和措置は他市町の認可基準の緩和により、本町の地域型保育給付費の支給対象から外れるということがないようにするための措置、改正であります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） いわゆるこの問題におきましては、小規模保育いわゆる3歳未満児からその後、3歳以上児になったときの受け皿がない場合でございます。例えば幸田町で言えば、3歳以上児については全て町立の保育園、そして私立の幼稚園、そして認定こども園で受け皿可能となっているということで理解をしてよろしいのかどうかということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 町内にあります小規模保育事業所につきましては、現在町立の保育園8園でありますけれども、こちらをそういった卒園後の受け皿ですとかになります連携施設ということでやっておりますので、そういった心配はないのかなとい

うふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 3歳以上児につきましては、やはり自分の住んでいる学校区、これに通いたい、通園したいという、そういう保護者がやっぱり多いわけでございますけれども、残念ながらそこまで至らないケースも多々あるわけでございます。そうしたときにおきまして、この連携施設の枠、これも十分配慮しなければならないというふうに思うわけですが、学区別においての受け皿ということ言えば、その辺のところは担当として十分かどうか、調査した経過があるかどうかを伺いたいと思います。

次に、給食費等についてお伺いをしたいと思います。福祉産業建設委員会の資料であるわけですが、この給食費におきましては、幸田町で言えば主食費合わせて4,500円という金額が示されているわけですが、この給食費等におきましては、幸田町は何で定めるのかということでございます。今までこの給食費は、主食費ということで別枠で徴収をしていたわけですが、今回幼児教育・保育の無償化によって、これが実費徴収となるということから保育費に算定をされなくなったわけですが、実費徴収となるわけですが、その辺について、この扱いをどこで徴収をする基準を設けるのかということをお伺いをしたいと思います。

それから、今、学校給食でもそうなのですが、給食費となってきたときに、給食費の滞納というのが発生する可能性もあるわけですが、この滞納の場合の対応というのはどのように考えておられるのか伺いたいということですが、これが他市町の場合、滞納した場合は児童手当から徴収をするというようなこともニュースの中で報道もされているわけですが、こんなことがあってはならないと思うわけですが、その辺のところは幸田町としてはどのように対応されるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） まず、連携施設の関連で、卒園後の受け皿ということがあります。卒園後、その地元の保育園に入園できるというのが一番いいとは思いますが、希望どおりにはならないという現実があります。連携施設につきましては、地元の保育園だけでなく、町内の8園を連携施設としているというふうに、ちょっと全体で調査をしたわけではありませんけれども、そういうふうには私は認識をしております。

それから、給食費であります。給食費4,500円月額ということでお願いをしていくわけですが、これを何で定めるかということでございます。現在、保育料につきましては規則で定めているわけですが、それ以外についてはそういった規則等では給食費はもちろんそうではありませんものですが、今後どういった形でそれを規定するかということは慎重に考えていきたいというふうに考えております。

それから、給食費におきまして滞納、徴収の関係であります。給食費につきましても、現在の保育料と同様に督促状あるいは催告書を送付したり、それから分納誓約をいただいたり、ボーナス時期、入所申し込み時にコンビニ納付書を送付したりしておりますので、こういった保育料の徴収と同様に対応をしていくというふうに考えております。それから、児童手当の関係ですが、こちらにつきましては児童手当法に基づきまし

て、給食費の徴収も可能であります。この場合、受給者本人の申し出のもとで慎重に対応していくことにならうかというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 給食費については、どこで徴収するか、ないわけですね、今。ないものをどうやって取るのかということでございますけれども、その辺はいかがなんでしょうかということでございます。それから滞納の場合、児童手当からも徴収することができるよということがうたってあるということからすると、それを逆手にとって、本人の申し出があれば児童手当からも引いていくよと。これは、やっぱり子育て支援ということから考えても、これはおかしいのではないかと。幾ら児童手当から引くことができるよとって本人が了承したからとって、またその手当とは違うわけでありまして、その辺のところも考えていく必要があるのではないかなというふうに思うものですから、やはりこれは引くべきではないと私は思います。ですから、この給食費が徴収基準が定められていない中での給食費というのを4,500円にしていくのはいかがかということでございます。全国の市町村によっては、この給食費を無償化しているところもあるわけです。また、現在の低所得者世帯においては無償と、幸田町でも無償にするというか、そういうことがたしかうたってあったわけでございますが、保育料の無償化と逆転する場合も出てくる、こういういろいろな矛盾もある中で給食費の徴収に当たっての対応というものをどうしていくのかということ、明確な答弁をいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 給食費につきましては、現在まだ規則等で金額の規定ということはしてないわけですので、10月1日までにそういった規則等で規定をしていくということやっていこうというふうに考えております。それから、この給食費の徴収に当たりましては、当然保護者の御理解のもと対応していくものであります。児童手当からの徴収につきましても、その方法でいかどうかというのは保護者と十分相談させていただいて、無理のない納付をしていただくように計画的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 給食費の規則対応でございますけれども、これは規則ではできないようなことをちょっと伺ったんですけれども、その辺のところは本当に規則対応でやっていくのかということでございますが、その辺はどうなっておりますか。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 私の認識ですと規則等で定めれるものだというふうに考えていたんですけれども、その辺も十分調べまして適切に規定のほうをつくっていきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第55号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではございますが、昼食のため休憩といたします。午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、住民こども部長より発言の申し出がありましたので、発言を許します。

住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 先ほど第55号議案で丸山議員から、福祉関連での無償化の対象はということでの質問がありました。これにつきましては、障害児通所利用料の自己負担額の無償化ということであろうかと思えます。これの対象人数といたしましては、5月1日現在でありますけれども、31人という状況であります。よろしくお願ひします。

○議長（稲吉照夫君） 次に、第56号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この56号議案と同じ改正のもとになる法律、令和元年法律第37号、成年被後見人の権利の制限に関する法律でございますが、この条例もそうでございます。このほかに第50号議案、51号議案、58号議案も根拠法令を同じにしているわけでございますが、本条例だけ公布の日とされております。そのほかの条例につきましては、12月14日施行ということになっております。これで公布の日でよろしいのかということの確認でございます。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回、成年被後見人及び保佐人の欠格条項を削除することとありますけれども、先の第50号議案、第51号議案、第58号議案、この後なんですけれども、この3つの他の条例につきましては、その根拠となります法律第44条による地方公務員法第16条中第1号を削る改正規定の施行期日が公布の日から起算して6カ月を経過した日となっております。この施行期日と同じ令和元年12月14日に施行するというものでございますが、本条例につきましては、その根拠となりますこの法律第75条による児童福祉法第34条の20第1項中第1号を削り、第4号を第3号に改める改正規定の施行期日が公布の日となっておりますので、本条例の施行期日も公布の日というふうにいたしました。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） そういたしますと、法律のほうは公布の日がたしか6月14日と聞いておりますので、6月14日に施行がされているということで間違いはないでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 議員がおっしゃるとおり、この法律の公布日につきましては令和元年6月14日ということで、本条例第23条第2項第2号で引用しております児童福祉法第34条の20第1項第4号を第3号に改める改正規定の施行期日もこの公布の日と同じ6月14日であります。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

- 5番（伊澤伸一君） そうしますと、この条例案が可決されれば速やかに公布をされると思うわけでございますけれども、法律の公布の日とそれからこの条例の公布の日との間にタイムラグが当然生じるわけでございまして、その間に一番心配するのは遡及の適用の必要がないかどうかということでございます。若干そこら辺が心配でしたので質問させていただきますので、お答えをいただきたいと思っております。
- 議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（牧野宏幸君） 本条例ですけれども、この議会定例会におきまして議決をいただきましたら公布施行をする予定であります。本条例の改正につきましては、第23条第2項第2号で引用しております児童福祉法第34条の20第1項第4号が第3号に繰り上げられたことによる引用条項の整理を行うというものであります。法律が公布されてから本条例が施行するまで3カ月以上が経過してしまうわけですが、今のところ該当するものはないわけなんですけれども、もしその間にそういった事由が発生した場合は、改正前の児童福祉法第34条の20第1項第4号は改正後の児童福祉法第34条の20第1項第3号と読みかえる変更解釈というのが可能となろうかというふうに考えておりますので、遡及して適用をする必要はないものと考えております。
- 議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。
- 以上で、第56号議案の質疑を打ち切ります。
- 次に、第57号議案の質疑を行います。
- 11番、都築一三君の質疑を許します。
- 11番、都築君。
- 11番（都築一三君） ごみ袋が来年の1月1日から、大の45円が15円になるということでございますが、この財源不足となりますが補正予算で組まれたとのことですが、どのように補填するのか、内容についてお尋ねします。もう一つ、安くなることによって、ほかの市町からごみが持ち込まれるのではないかという心配がありますが、その2点をお尋ねいたします。
- 議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（鳥居栄一君） 今回の条例改正につきましては、大袋が1枚45円が15円、小袋が1枚30円が10円、特小が20円を5円というふうに改正するものでございます。本年度につきましては、来る1月から3月の3カ月間で約1,000万の収入減。次年度以降につきましては、年間4,000万円程度の収入減ということを見込んでおります。これは、1世帯当たり平均年間2,500円ほどの負担減ということになります。お尋ねの減収分の補填につきましては、さらなるごみの排出量の抑制による処理経費の削減をすることによりまして、少しでも補填できるように努めてまいりたいと思っておりますが、4,000万円ということになりますと、ごみ処理費の削減だけでは補填できませんので、町全体での歳出減や歳入増に取り組む必要があるというふうに考えております。安くなるということで他市町から持ち込まれるのではないかとといった、そういったところですが、今回下げたことによりまして、隣接の市町とはほとんど同額になるということです。
- 議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今回4月1日ではなくて、わざわざ1月1日というふうになっているわけでございまして、今年度予算は年間を通して措置をされておられるわけでございまして、それをどうしてその区切りではなく差額の補填までして1月1日にするのか、そのことがまず1点であります。

それから、これは表記の問題ですけれども、今の袋は大、小、特小となっております。こういう見直しのときに、普通ですと大があれば次が中で、その下が小だとよ。仮に特小というのがあるならば、小の下が特小というふうになるというのが最もわかりやすいんじゃないかなというふうに思うわけでございまして。こういうふうに改める機会としてはこういう機会しかないと思いますので、これは今すぐにどうこうせよということではございませんけれども、次回また改められるような機会があるならば、大、中、小ということで、これは将来的な提案にもなります。お答えをいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員が言われる4月1日ではなく1月1日からというその理由はということでございます。こちらにつきましては、町長の公約でもありますごみの低廉化ということでもありますけれども、当初の予定では令和2年4月1日からごみ袋の価格を下げるということと確かに予定していたわけでございますが、しかし近隣市と比べて値が高いよとか、そういったごみ袋の値下げは、これは以前から町民の方の強い要望、議会のほうからも要望を受けておりました。そういったことで町民要望に少しでも早く応えていきたいという思いで、あと条例改正した後の周知期間、そういったものを考慮した上で最短で実施できるタイミングが1月1日ということで前倒しでやらせていただいております。

次に、大の次は中、その下が小、見直すチャンスということでございます。おっしゃるとおりといえどおりでございますが、本町におきましては、昭和48年に指定袋制を導入いたしまして、昭和54年に大、小の2種類の袋を作成し、それから30年ほどが経過した平成20年に単身者や高齢者のみの世帯からもっと小さい袋があればということで特小袋を導入したという経過がございます。議員のおっしゃるとおり、大きさの区分は大、中、小、これが一般的でございますが、この当時、大、小、特小という導入がされて10年以上が経過して、これも町民にはかなり定着してきております。それと、これで問題があるという声も現在は届いてはおりません。また、区分の変更も、確かに内部で実は事前に検討をいたしました。今回の改正は、袋のいわゆるサイズ、呼び方とかそういったものの変更ではなく、価格を下げるといった変更でありますので、そこでいろいろなほかのことまで変更してしまうと混乱するのではないかなという、そういった危惧がございました。でございますので、今回は価格のみといたしました。しかしながら、議員御提案のとおり、今後、サイズやほかの仕様等を変更する場合につきましては、大きさの表記、呼称についても変更をぜひ考えていきたいというふうには思っております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 私からは、改正の意図するところや予測される問題点、また、あるいは課題ということについてお伺いをしてみたいと思います。

現在の可燃ごみ袋の値段は、町民意識の調査の意見としては、他都市に比べて大変高いという声が多かったと思います。それに対して、町としてはそれなりの根拠に基づいて設定をして継続してこられた。こういう経過の中で、今回改正に踏み切られたわけがあります。これについて私は別に異論はないわけではありますが、行政と政策としては、やはりこの変更をするには変更するのきっちりした根拠づけ、持論づけというのはやはり必要であろうというふうに思うところがあります。その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本町におきます燃やすごみの指定袋制度につきましては、先ほども言いましたが昭和48年5月に導入されまして、その後、平成17年4月から大が45円、小が30円、平成20年に特小20円ということで導入しております。毎年環境省の実施する一般廃棄物処理事業実態調査結果におきまして、本町は平成23年度以降、1人1日当たりのごみの排出量が県内でも最も少ないなど、ごみの成績が町民の皆様の御努力により大変優秀な成績となっております。このことは、ごみに対する町民の高い意識が定着していることを物語るしておりまして、これにより燃やすごみの処理費が軽減されていることから、ごみ袋価格にごみ処理経費を上乗せすることをいわゆる廃止というふうにしまして、ごみ袋作成及び流通経費相当額程度とすることによりまして、ごみ処理行政のサービス向上を図る時期であるというふうに判断をいたしましたものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 理由としては、ある程度理解はできました。しかし、この改正によって、おっしゃるとおり浸透しているということではありますが、例えば経費、先ほど都築議員から質問がありましたが、必要経費がかなりかかる。それから、排出量の増加などはほとんどないのか、ある程度ふえるのか。私としては、やはり、人間の気持ちとすると若干そこに緩みが出てくるのではないかなという心配もあるわけではありますが、その辺の対策について何か考えてみえるでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今回の改正によりまして、ごみ袋売上収入が年間、先ほど申しましたが4,000万円の収入減になるということでございます。ごみ処理経費の削減だけでは完全に補填することはできませんので、町全体で考えていく必要があるというふうに先ほども申し上げましたが。燃やすごみの量につきましては、人口の増加に伴いまして年々増加をしておりまして、ごみ袋の価格が下がることは排出増加が懸念されるところではございますが、平成30年度に実施いたしました幸田町一般廃棄物処理基本計画改定時に、ごみ袋価格を値下げしたほかの自治体の状況につきまして調査、考察いたしましたところ、いずれもごみ袋の価格を下げたにしても大きな排出量の増加は

見られていないと。ごみの減量化の意識が住民に定着している本町においても、ごみ袋価格の値下げによる大きな排出増はないものというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 現在の燃えるごみ袋に入れられるもので、これは燃えるごみの中にもまだ資源として利用できるものがあるのではないかというふうに思われます。今後の廃棄物処理の中で燃えるごみの中身の改善、もう少し利用できるものはほかの分別というようなことにはならないでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 具体的改善策はという御質問でございますが、本町におきましては、燃やすごみとして指定袋で排出されたものの中身のほうを分析しております。平成30年度の分析結果では、重量比で生ごみが約45%、リサイクル可能な紙類、プラスチック類の混入が約13%を占めているという結果が出ております。このことから生ごみに関しては、水切りをしっかりと行ってもらうことや、生ごみ処理容器等設置費補助金制度がございますので、そういったものを活用してくださいといった周知をすることにより、生ごみを減量化、紙類とプラスチック類は分別収集の徹底を図っていき、さらなるごみの減量化・資源化を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 一生懸命やっただけというふうに思います。今後も指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。私も生ごみ処理容器設置費補助金制度で電動の処理機を購入しまして、堆肥化を試みたわけではありますが、現在そうだと思うんですけども、かなり家庭的といいますか、一般の少しぐらいのごみならいいんですけど、私の場合はじきに壊れてしましまして、今は人力でやっておりますけれども、この燃やすごみの中にはなかなか分解しにくい剪定枝というようなものも含まれております。こういったいろいろなものが含まれているわけで、その中で剪定枝については蒲郡市幸田町衛生組合というその一部事務組合の中で、昨年、コンサル調査を委託されております。その成果がどのようになったのかということをお伺ひしたいと思います。

また、この生ごみにつきましては、昨年、福祉産業委員会の行政視察で福岡県の大木町とみやま市の調査をしてまいりました。ここでは、みやま市よりも大木町のほうが先輩格で、メタンガス活性装置これを設置して、できたメタンガスを燃料にして発電機で電気を起こして、そこの施設で使っている。大木町さんはそういうふうにやっていますが、みやま市さんはかなり市ですので大きいものですから売電もできるんじゃないかというように、大きな蓄電器、蓄電池装置も設置してみえたと思います。そういうようなことで、生ごみの有効活用ということもやっています。また、このメタンガスが発生した残りの残渣は、きちんとして田畑に散布することによって肥料の軽減が図られる、また有機農業というか、そういう農産物にもまた使っただけということで消費者にもアピールできるというような政策を行って見えました。本町におきましても、こういった資源化の施策を今後検討していただきたいというふうに思っておりますけれども、お考えをお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 生ごみ処理容器等設置費補助金につきましては、補助金の交付後3年を経過し、補助対象者の属する世帯において初回の買い替えである場合には再度補助金のほうを交付しておりますので、議員もぜひお使いいただければというふうに思っております。

平成30年度に蒲田市幸田町衛生組合において実施しました資源化施設整備事業基礎調査におきまして、深溝の清光園の余剰地の有効活用を検討する上で、両市町がともに課題と捉えており、またこの余剰地の活用を共通の認識を持って何とか有効にということを考えております。生ごみや剪定枝などの有機性廃棄物の処理を行う資源化施設の整備についても、その実効性の調査を行いました。その結果、他自治体等での導入事例、導入に当たっての課題や費用対効果を検証した結果、生ごみの堆肥化施設と剪定枝のチップ・ペレット化施設を今後の検討対象施設とすることといたしております。今後につきましては、本調査結果をもとに幸田町としての意見を伝えながら、衛生組合のほうで導入課題や事業内容、整備効果をより具体的に研究、検討いたしまして、事業化に向け整理してまいりたいというふうには考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 前向きに検討していただきまして、ぜひ早期に実現をしていただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、6番、黒木一君の質疑を許します。

6番、黒木君。

○6番（黒木一君） 今回のごみ袋の値下げは、地域住民としても大いに感謝しております。ただ、この感謝の気持ちをやっぱり忘れずに、今後も排出には十分気をつけていくべきだと思っておりますので、当局のほうも広報等でその意味合いを、これこれだからこういうふうにできたんだというようなPRを努めていただきたいと思います。

私のお願いは、せっかくこういうことをやるわけですから意識づけでビニール袋の色を変えたらどうかと思ったんですけれども、今後変える予定があるのか。今、排出場所で網だけをかけてあるところは、夏場になるとやっぱりカラスがつついて、小学校の前がもうごみだらけで臭くて授業もできんというような状態もあったわけなんですけれども、そういう防止のために例えばカラスが嫌う黄色と言われますけどね、黄色の色をまぜるとか、そういう工夫をされてはどうかと思いますけれども、そういうお考えはありますか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本町における燃やすごみの指定袋につきましては、大袋、小袋ともに乳白色半透明で文字が緑色、特小袋につきましては、乳白色半透明で文字は黄色で印刷がされており、排出における注意事項や燃やすごみとして出せるもの、出せないものをイラスト化して印刷しております。県内自治体の燃やすごみ袋の色につきましては、多いものからでいいますと、白・乳白色が22自治体、黄色は16自治体が採用しております。ごみ袋の色につきましては、変更は可能ではありますが、本町では現在乳白色が町民に定着しておりますので、今回は同様の色ということで町民に混乱を生じ

させないようにと考えているところでございます。あと、カラス避けに黄色ということでございますが、蒲郡市がたまたま黄色のごみ袋を採用しております、そちらのほうにちょっと聞いてみましたところ、黄色が色として絶対的にカラスに有効だということではどうもないようでございます。例えば東京都杉並区は黄色の袋でございますけれども、特殊な材料を使用してカラスの視覚を攪乱し、人間には中身が見えてもカラスには見えないという、そういった袋を黄色でつくっているというふう聞いております。ただ、こちらの特殊な袋は割高になるということも聞いております。本町におきまして、現時点のカラス避け対策といたしましては、ごみ袋そのものではなく、ごみ袋の上からかぶせるネットでカラスにごみを散乱されないようにはしております。ネットにもさまざまな種類がございますので、より効果的なものを研究してまいります。なお、ネットについては、各区が実施するごみステーションの整備補助により町から2分の1の補助金のほうを交付しております。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） どうもありがとうございます。

もう1点ですけれども、今、私どもが住んでいるところはアパート類が多い地域なんですね。それで、通りがかりに大きなごみステーションがあつたりして、通りがかりの人が車の中から捨てていくというような光景もよく見られるんですけれども、一番大事なのはやっぱりマナー改善だと思うんですけれども、マナー改善については各それぞれの地区も努力されているとは思いますが、なかなかいい案が浮かびません。私も2年前区長をやっておりましたけれども、区長をやったときには毎週軽トラで分別のごみを拾い集めてまわってました。夏場なんかになると、特に腕が長袖を着ていないと生臭いにおいがして大変だったんですよ。今の区長さんたちも大分苦労されているんですよ。だから、そういう面ではせっかくいい機会ですので、マナー改善を呼びかけるとか、そういう工夫も今後やっていただければ助かります。これはお願いですけれども、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員がおっしゃられるように、マナー違反につきましては区長さんのほうからいろいろ伺っているところでございます。現在の対応といたしましては、ごみステーションに町指定袋以外で燃やすごみを排出されたり、粗大ごみを排出されたりするなどのいわゆる不適切排出につきましては、適正排出を呼びかける看板の設置や不適切排出の原因者が特定できれば、直接原因者に対し適正排出をお願いしているところであります。看板につきましても日本語以外の英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語でルールを書いたものや、注意事項やルールをローマ字で書いたものを作成し設置もしております。不適切排出をゼロにする絶対的な対策というのは、議員が申されたとおり個々のマナーに頼るところでございますが、いろいろ周知・啓発等を粘り強く行っていきます。他市の先進的な取り組みなども研究していきたいとも考えております。また、転入者に対しましては、昨年の8月からこれまでのごみのカレンダーとごみの分け方・出し方の配付に加えまして、最低限のルールを目立つように記載したチラシ

のほうを配付するようにもしております。転入時に直接ごみの出し方について説明することは有効な手段であるとも考えられますので、限られた人員の中で可能な限り対応ができるように検討してまいります。そして、アパートの管理会社につきましても、昨年度に大手の管理会社に入居者に対するごみ出しの周知に関するアンケートのほうを実施し、今後、意見交換会を開催することを検討しております。管理会社と連携を図り、入居者へのごみ出しマナーの啓発を実施してまいります。また、個人のモラルやマナーの向上のためには、子どものころからの教育が重要であるため、小中学校での出前講座など積極的に学校にもPRのほうをしていきたいというふうを考えております。今後とも、改善策いろいろ工夫のほうをしていきたいというふうには考えております。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 現在の指定ごみ袋のそれぞれの原価について伺いたと思います。大、小、特小の原価をお願いしたいと思いますが、それと同時に、販売手数料もあるわけですが、農協の保管料、それから各販売店の手数をそれぞれお答えいただきたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 現在の販売原価のほうでございますが、原価のほうが大袋45リットルが本年度につきましてもは6.2円、小の30リットルにつきましてもは4.6円、20リットル特小につきましてもは3.7円ということでございます。あと、販売手数料といひますか、中間手数料と委託料といひしまして、農協と小売店が2円ずつで計4円、あと倉庫保管賃借料としまして0.1円ということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 現在のごみ袋につきましても、それぞれ原価、大袋でいっても大体原価としましては10円ほどということ、町としては5円の収入が入るといひような計算になるかといひうに思ひうわけでございます。それはそれとしておきまして、次に、先ほど黒木議員からもあつたように、このごみ袋の色の改善であります。これは、やはり地元のほうからもそうした声があがってきております。今、ごみ出しのマナーの改善といひう、そういう観点からもいひまして、やはり収集に当たっては指定ごみ袋収集になってきておりますので、ほかのごみ袋で出されるとやはり回収をしていただけないと。こういうことでもありますし、また例えばよそから来られた場合ですと、他市町のごみ袋で出されるとか、いろいろ問題点も出てきている中で、一見して幸田町のごみ袋とわかる色に改善してほしいと。せつかくこうした機会を捉えて、そういう色も変えたらどうかなといひうような声があります。そういう点におきまして、色の改善といひうことについてお伺いをしていひうわけでございますが、例えば先ほどは蒲郡市がカラス避けの黄色といひうようなことと言われたわけですけれども、黄色にした場合とか、色をつけた場合は原価が高くなるのかどうなのか、その点についてもあわせてお聞きしたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 袋の色を変えることではっきりと幸田町の指定袋であると、そういったアピールをすることは大切であるというふうには考えております。燃やすごみステーションにおいて他市の指定ごみ袋での排出や、逆に他市のステーションで本町のごみ袋による排出が時々あるというふうには聞いております。他市の指定ごみ袋による本町への排出につきましては、転入者が転入前に居住していた市町村のごみ袋が残っており、そのごみ袋により排出する場合や外国人がごみ袋の表記がわからず、安いほうの市町村のごみ袋を買って排出する場合。また、町外に住んでいる通勤途中の人が本町のステーションの捨てやすい場所に出すと、そういったことが考えられます。これらは個人のモラルの問題でありまして、なかなか難しい問題でございます。今後も町指定ごみ袋による適切なおみ出しを粘り強く周知していくとともに、周知の仕方も工夫したりして、例えば排出者が特定できれば個別に対応したり、不適切排出をなくす努力はしていきたいと、工夫のほうもしていきたいというふうに思っております。なお、議員御提案の今後ごみ袋のサイズなどの仕様変更等を行うことがある場合には、色やデザインについても特色あるものを検討したいというふうに考えております。今回近隣とほぼ同額ということから、他市からのものは若干減るのかもしれないという、そういった想像もしております。

また、色を変えることで高くなるのかということですが、こちらのほうは、例えば県内自治体のごみ袋の色につきましては、本町と同じ白とか乳白色が22自治体、無色が7、青が2、ピンクが1、ワインが1、黄色が16、赤が3、緑が2、水色が1というふうな内訳ですけれども、これが全て半透明ということですが、価格につきましては、そんな特殊な色を使わない限りはほぼ同等であろうというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 幸田町のごみ袋の色でございますが、45リットルが出る前、もとの35リットルの場合は黒の指定ごみ袋の色で、そしてナイロン系で今のように紙がまざっているという、そういうものではなかったわけですね。ですから、燃やすとダイオキシンが発生するとか、そういうものの改善があって今現在の形それから混入率に至ったわけですが、やはりこうしたごみ袋の値下げあるいは改善、こういうことになってきたときにチャンスであるわけですので、ごみ出しのマナーが守られるのは当然のことながら、モラルの問題もあるわけですが、しかしながら、各行政区において管理しているのはやっぱりその行政区であり、また後々の片づけ等やそうした回収されなかったごみ袋についてまた新たに排出をし直すというのは行政区であります。そういう行政区からの声に応えていくというのも一つのごみ問題を解決する糸口にもなるんじゃないかというふうに思うわけですので、そういうことからすれば、例えば隣接の市等と同じような色と区別していくということで、注意喚起も促すことができる。余りあんた違ってるよということと言いますと、またいろいろなトラブルがあるかというふうに思いますが、しかしながら、一見して幸田町のごみ袋とわかる色にしてもらいたいという、そういう強い要望があるということをご聞きいただけたらというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員のおっしゃることもごもっともかというふうに考えます。こちらにつきましては、今後の研究課題というふうにさせていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第57号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第58号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第58号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第59号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第59号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第60号議案の質疑を行います。

11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 豊坂小学校の増築工事、刈谷市の業者ですが、幸田町における教育施設の公共事業の実績をお尋ねするとともに、ほかでの工事实績をお聞きします。なお、ほかの指名業者が辞退した理由をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、落札者であります佐々木建設株式会社、刈谷市の業者でございますが、近年における教育施設等、公共工事の実績でございますが、まず本町におきましては、議会案件でもございました平成29年度の多世代交流施設、今大人気の豊坂ほっと館でございますが、その建設工事を請け負っております。また、他市におきましては、業者の地元であります刈谷市におきまして平成28年度依佐美中学校校舎大規模改造工事及び刈谷市第一学校給食センター建設工事、これは9億4,000万円の大工事でございます。また、29年度には東刈谷幼稚園大規模改造工事、また本年度におきましても刈谷市井ヶ谷幼稚園大規模改造工事などの実施実績がございます。

また、指名業者が辞退したわけはというお尋ねでございますが、本件につきましては御案内のとおり、10社による指名競争入札を実施し、御指摘のとおり1社応札9社辞退の結果となりました。9社辞退の理由といたしましては、まず予定価格内での応札ができない等の金額面での要因が7社。また、技術者の配置ができない等の人的要因による辞退が2社という状況でございました。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、6番、黒木一君の質疑を許します。

6番、黒木君。

○6番（黒木一君） 都築議員が御質問された内容と一緒にありますので、よろしくお願ひします。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時59分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 10社のうち9社が辞退した入札結果についてでございますけれども、先ほど都築議員の質問に対して、予定価での応札ができなかったのが7社、それから技術者等の人的要因が2社ということで、9社が辞退をしたという入札結果に終わったということでございますけれども、その中で町内業者、これは全て町内業者というくくりにされているわけですが、純然たる町内業者というのは5社であります。そういう中で、ほかの他市の営業所、幸田営業所ということで町内業者のくくりになっているところでも考えられますと、大手も参加してのこの指名であったというふうに分析もするわけでございますけれども、しかしながら、この9社が辞退をした予定価というのは、消費税の影響というのにも含まれているのかということでございます。建築資材にかかわらずほかのものでも、例えば生活用品でも消費税10%増税実施前に原材料の高騰もあわせての中で、いろいろな物価というのが上がってきております。それで、大きな問題になったのが、増税前にあらかじめ国のほうから上がるよということで、原価といえますか、増税分を上乗せして上げたという、こういうことも以前新聞等でも報道をされていたように、これが予定価が消費税増税分のそういう物価上昇分を見越してなかったというもとの問題点があったのではないかと。いわゆる設計価格の立て方がまずかったのではないかと、こういうふうに思わざるを得ない状況ではなかろうかと思うわけですが、この辺の分析についてはいかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回のこの9社辞退という状況の分析については、まず社会情勢としては東京オリンピック、ラグビーワールドカップ関連工事など建設需要の高まりによる人件費の上昇、資材費の高騰等が少なからず影響している可能性があるということが一つ言えるかと思えます。それから、議員に御心配いただきました消費税10%の影響はどうかという観点におきましては、本年10月1日から消費税10%へ増税されることとなっております、これを控えた駆け込み需要による住宅工事の増加があるというようなこともあるかと思えます。昨今、県内の公共建築工事における入札不調の多発の一因になっている可能性があるかと新聞等の報道でもございました。今回の結果を受けて、建設業者への聞き取りでは、本町周辺でもそうした消費増税等の影響と思われる資材費、人件費の上昇傾向は感じているとも言われています。消費税増税直前という本件におきまして、入札の時期から考えてそのような社会情勢の影響を受けた可能性もあるというふうには思っております。そして、議員の御指摘はそれを踏まえた予定価格であったのかということであるかと思えますが、少なくとも1社ではございますが予定価格を下回る応札により落札に至っており、その予定価格を前提とした入札自体は有効に成立したというふうに考えております。ただし、議員御指摘のとおり、近年、本町

では次の第61号を含めまして辞退多発の入札結果、これは通常とは言いがたい状況であるかと思えます。競争入札の意義が発揮されるには極力多くの入札参加を得て、実質的な競争がなされることが前提であるため、今後とも指名先の選定あるいは御指摘の予定価のもととなる設計等々について、よく精査、検証等を努めてまいりたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この60号と61号議案、同じ業者が落札をされているわけですが、今までにこの落札業者が町内の工事を請け負ったというのは、先ほど言われましたように豊坂ほっと館の建設であります。豊坂ほっと館につきましては、いろいろとふぐあいも出てきている、これは設計の関係もありますけれども、しかしながら、施工の関係でもやはりふぐあいが生じてきたというのも議会で問題になったところでもあります。そういうところもやはり指名をしていくという、指名のあり方もこれは一つ問題があったのかなというふうにも思うわけであります。今までなかった業者を指名をする。そして、今まであった近隣の他市の業者、町内業者と違って他市の業者は指名していないというようなこともある中で、わざわざそういうところを指名をして、そして、そこが2つの工事案件を落札をしたと。この指名のあり方も一つは問題がなかったのかというふうなことも思わざるを得ない状況かというふうに思うわけですが、その辺はいかがかということですが、余り詳しくは次に送りたいと思えますので、これで終わります。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 御心配に基づく御指摘かと思えます。指名に当たって、本工事の規模によりますと10社での入札。そのうち6社以上が町内業者、町外が4社以内という規定の中で、今回の工事の規模に該当する町内業者、本店が外で支店があつてというところを含んでございますが、町内の業者と取り扱いをしている業者8社、残りの2社を町外から選択をさせていただいたということでございます。その残りの2社というのが今回落札した佐々木建設ということで、豊坂ほっと館の受注ありということで、豊坂ほっと館施工上のふぐあいということも指摘をされておりますが、実際短い工期でやり切ったというある面評価するところもあつて、そういう中で拾ってきたということでございます。それから、もう1社につきましては、27年でしたかね、わしだ保育園の増築をやっていただきました蒲郡の鈴木工業というところで、両社とも町内での実績があつて、大きな支障もなかったと。豊坂ほっと館はどうかという問題はあるかもしれませんが、そういう観点で2社拾ってきたということで、ほかにも町外の業者があるかもしれませんが、そういう中でこの町外2社を拾ってきたという経緯でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第60号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第61号議案の質疑を行います。

11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 北部中学校校外用地整備工事、弓場とクラブハウスの工事については、弓道場として公式戦には8人以上だと思えますが、幸田町にはないと思えます。そ

のような今後の対応についてお聞きします。公式戦には不適切な面積なので、土地の確保だけでもできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 北部中学校の弓道場についての御質問でございます。広域財団法人全日本弓道連盟が発行いたします弓道競技運営要領によりますと、近的射場では5人立、近的2射場では3人立掛ける2のものが例示されております。中学校の試合において、一般的には3人立で進められると聞いております。今回、北部中学校に整備いたします弓道場につきましては、8人立ができる仕様でございますので、中学生の行う試合等には十分対応できるものと理解しております。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今回60号と同じような問題点があるかと思いますが、順次質問をしてみたいです。

まず、10社指名ということで、9社が辞退をしました。そのうち唯一1社が落札という状況であります。この9社の辞退の理由についてお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 足立議員のお尋ねの前に1点訂正をさせていただきます。先ほど丸山議員への答弁の中で、わしだ保育園の増築工事を平成27年度と申し上げましたが、25年度の誤りでしたので、訂正をしておわび申し上げます。失礼いたしました。

今、足立議員の9社辞退の理由でございますが、先ほどの60号議案とはほぼ同じようなことでございますけれども、まずは予定価格内での応札ができない等の金額面での要因が6社、先ほどは2社であったかと思えます。それから、技術者の配置ができない等の人的な要因が3社ということございました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 同じような傾向であったということではありますが、この60号議案の校舎の増築工事と今回の北中の工事、これは指名業者が全く一緒の業者を指名されているわけでありましてけれども、この指名選定の方法とか理由とかありましたらお伺いします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 指名選定の方法はというお尋ねでございます。基本的には幸田町入札参加者審査要綱というのがございまして、その第8条におきまして選定基準というのがございます。それに従いまして、入札参加者審査委員会というものが庁内にございまして、そこで決定をいたしました。

選定基準といたしましては、まず工種が建築工事業で、設計金額が3,000万円以上5億円未満の場合、その格付が等級Bかつ特定建設業許可業者を選考をするというふうになっております。また、建設業法に基づいたランクのつけ方がございますけれども、そこでB、また状況によっては1級上位、1級下、AまたはCランクでも可能であるというふうになっております。また、入札の参加者数、今回は10社ということござい

ますが、工種が建築工事業で、設計金額が7,000万円以上1億5,000万円未満の場合は10社以上で、その内訳を町内業者6社以上、町外業者4社以上、先ほど申し上げましたがそういう基準がございます。この基準に沿いまして条件に合った登録業者、全部で175社あるわけですが、その中から選定を行ったものです。町内6社以上の絞り込みに当たりましては、先ほどもちらっと申し上げましたけれども、町内で等級Bかつ特定建設業許可業者は7社ございます。この7社を全て選定をいたしました。また、1級上位、Bのところ、Aの業者で特定建設業許可業者が町内で1社あるためにそこも入れまして、実質で町内で8社という選定でございます。次に、町外4社以内の絞り込みでございますが、町外登録業者が多いため、近年の本町での入札参加、受注実績がある業者、先ほど申し上げました今回落札をいたしました佐々木建設とわしだ保育園増築で実績のあった鈴中工業2社を選定したということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） この60号議案、これは7月10日執行ということであります。今回の61号議案は7月24日執行ということで、この2週間後に続けてやっているというようなことであります。10日の執行で辞退者が続出したという、そういう中で、その理由もわかっている。そういうところでまたなおかつ同じ業者をやっているというのは、ちょっと納得いかないなというところがあるわけでありまして。今回の北中は校外用地整備工事というふうに銘打っているわけでありまして。用地整備工事というと何となく土木工事のようなイメージであります。見てみますと確かに面積的には土木工事のほうが多いんじゃないかというふうに思われます。テニスコートとか、的場はあれですけども、駐車場、こういったところは土木の専門にやらせたほうがうまくいくんじゃないかなというようなことも思ってしまうわけでありまして。この辺の難しい中でやられた、人員の確保もできないような業者もまた同じように指名をしている。こういう10社以上なんですから、もうちょっと指名業者をふやすとか、そういった考えはなかったのかどうか。その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 指名に当たって、人員が確保できない業者を外して、指名業者数をふやす等の考えはなかったのかという御指摘でございます。まずは日程的に、豊坂小学校校舎増築工事の入札が、先ほど言うていただきましたように7月10日で、当議案北部中学校校外用地整備工事に係る入札参加者審査委員会での指名審査が7月10日の前の7月5日ということでありましたため、豊坂小学校での入札結果を踏まえての審査ということではできないという日程になっていたという事情が一つございます。

また、工事内容が土木工事を占める割合が多く専門的な知識が必要ではないかという点でありますけれども、校外用地整備工事の内訳として、弓道場、的場棟、射場棟など建築工事と議員がおっしゃるとおり、用地の造成を含めた外構整備工事、駐車場の舗装ですとかテニスコート整備等がございます。建築及び土木両種の専門的な知識が必要でございますが、建築工事業登録業者からの選定で土木的な事業も含めた十分対応可能な工事であるという判断のもとに、業者の選定を建築業という中から行わせていただきました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 手続上は適正に行われたと。豊坂のほうの落札を結果としては見ることができない中での決定であったと、こういうような説明がありました。時間的にいくとそうかなということも納得ができるわけではありますが、この選定基準といいますか、町の指名の要綱基準からいきますと、かなり町内業者育成というか優先というか、そんなような気持ちが込められていると思うのですが、この町内業者をただ最大限指名すればということだけではなくて、それも必要なのですが、設計の段階でもう少し食いつきやすいというか、入札参加しやすい、そういうような配慮も本当はやっていただきたいかというふうに思うわけです。何が言いたいかといいますと、駐車場とテニスコートは土木工事として分けて発注という考えもあったのではないかということを感じるわけですが、その辺のことについては審査会では何も議論されなかったのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 審査会におきまして、所管課のほうから提案があったこの工事に対しまして、土木工事部分と建築にかかわる部分に分けて入札をしたらどうかという観点での審査、提案はなかったというのが正直なところでございます。また、議員御提案のように、工事の施行に当たっては、町にとっても業者さんにとってもよりよい方法を選択して執行していくべきであるとの認識は持っているところでございます。本件は、北部中学校校外用地整備として、用地の造成を始めとした土木工事及び建築工事でありまして、施工管理上また諸経費面における効率性、また竣工後にトラブルが発生した場合の責任の所在等、総合的な見地から建築工事として発注するものでありますので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 確かに工事をやるということになりますと、1社で全て。しかも建築工事となれば、諸経費もかなり安くできるというようなお考えについては、確かにそうであろうというふうに思います。結果として、不調にならなくてよかったかなということを感じるわけでありまして、今回9社辞退の中で、この佐々木建設さん、非常にこの落札に対して便宜を図っていただいております。落札をしていただいたということは大変私もありがたいというふうに思っております。今後におきましては、当局とされましても、工事の進行について業者と密接な調整を行って順調に工事が進行いたしますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 町入札担当部局といたしまして、今後より一層適切な入札の執行及び施工管理の支援に努めてまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、6番、黒木一君の質疑を許します。

6番、黒木君。

○6番（黒木一君） 私の質問は、重複しますが、先ほどから何回も出てますように、指名業者がたくさんあって入札したのは1社ということの理由の質問ですが、

それはそれでいいと思うんですけれども、今後の問題として、最近それが多いと僕は思っているんですけれども、僕は幸田町の業者の育て方をどう考えるかというのが一番大きな問題だと思うんです。だから、もっと幸田にある業者さんを、言葉は悪いですが、うまく活用して幸田町に貢献してもらうような入札ができないのかなというふうに思います。これは、幸田町をより発展させていくためには、地場産業の発展がやっぱり一番大事なことだと思っておりますので、ぜひ検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 個別の入札の案件について、その辺について業者さんと相談をするということは微妙なところかと思っておりますけれども、今回60号議案の豊坂小学校、61号議案の北部中学校の整備工事等々、10社で9社辞退、そのうち町内の業者さんは全社辞退というこの状況をととても重く受けとめております。そういう点で、町として入札のあり方、設計のあり方等々で根本的な問題がもしかしたらあるのかもしれないという危惧を担当としては持っております。そういう面で業者さん、特に町内業者の代表の方も見えますので、そこら辺の方ともこの状況をどう分析するべきか等々を御相談させていただくことは必要かというふうに思っております。そういうことで検証をして、よりよい入札のあり方を追求していくべきかなというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） いろいろこの60号、61号議案ともに、10社指名同じ業者で行ったという、そういうもともとの指名のあり方も問題ではなかったのかなというふうに思うわけでありまして。この指名に当たっての資格案件が言われました。登録業者が170社近くあるという、こういう中でなぜ町外業者は同じ業者でなければいけなかったのかと、別の業者でもよかったんじゃないかと、こういう考え方もできるわけでありまして。そして、この2つの議案の中で同一業者で佐々木建設が落札をし、この2つの工事を町内で請け負うわけですが、その工事の工期、これが豊坂小学校は3月19日まで、北部中学校は3月27日までの工期になっているわけでありまして。こうした工期が短い中での施工というのは、非常に業者としても人的確保あるいは資材の確保、そういうことからなかなか厳しい中で2つ落札をしたということが、これからどのような影響があるのかなというふうにも考えるわけでありまして。豊坂ほっと館での短い工期の中で、いろいろな施工でふぐあいを生じたということは重々御承知だというふうに思うわけですが。いや設計が悪かったという、そういう問題ではない。そういう中で今回のこの業者が工事を請け負うということの大きな問題も、やっぱりこれから考えていかなければならない問題ではなからうかなというふうに思うんですけれど。こうした入札に当たっての指名のあり方、これもほとんど同時施行の場合は、やはり業者も指名業者も変えるべきではないかと。町内業者は別といたしまして、町外からの業者の指名はやっぱり変えていくべきではないかというふうに思うわけでありまして、その点につい

てお尋ねしたいと思います。また、予定価についても、私は大きな問題があるのではないかなというふうに思うのですが、1つの事例として、これは報告がございましたけれども、ショートステイが入札不調に終わりました。入札不調に終わって、また設計の変更、予定価の組み直し、こういうことで再度また入札にかけると。こういうような事態もあったわけですが、やはりこういう中で入札が不調に終わるといこう問題では、町内業者が落札できないような予定価の立て方も大きな問題があるのではないかなというふうに思うんですね。ですから、そういう点で、今回のここの北部中学校の校外用地整備工事においても適正だったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、業者選定でございます。10社のうち8社が町内業者、2社が町外業者という状況でございます。丸山議員の御発言でもいただきましたけれども、10社ある中で町内の業者さん8社は欠かせないかなということは、特に要件に該当する8社で特に外す要件がない場合については極力全社入っていただくという方針は持っております。あと、問題の町外2社、この立て続けの施工時期の工事について町外業者2社について、佐々木建設と鈴中工業2社同じ業者を入れたということについて、それはいかなものかという御指摘かと思います。最近の町内の工事の町外業者さんでの実績といたしまして、北部中学校の増築工事を請け負っていただきました徳倉建設、西尾の業者でございますが、そういう業者も一つの候補になるのかなという考え方もありましたけれども、そこについては等級がAということでございまして、基本Bという中では外していったということでございます。同時期の発注の工事について、わざわざ同じ2社じゃなくてもよかったという御指摘については、今後の業者の選定に当たっては十分参考にさせていただきたいと思います。

それから、予定価格について問題はなかったかという御指摘でございます。先ほども60号でもちらっと申し上げましたけれども、少なくとも1社ではありますが、予定価格を下回る応札により落札に至っており、入札自体は有効であったという考え方にぶれはないわけですが、議員御指摘のとおり、町といたしましても豊坂小学校及び北部中学校に係るこれらの工事の入札状況については、落札していただけたから結果オーライなんていうことは決して思っておりません。正常という状況ではないということは十分認識をしております。この状況を今後打開していくためにも、今後また町内業者さんの御意見や御事情を伺い、そして社会情勢等々も見きわめながら、今後指名業者の選定あるいは適正な設計等々に努めまして、より望ましい入札の執行に努めてまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） いろいろ言われるわけですが、この予定価に対する落札率は幾らか、何%かということでお伺いしたいと思います。ちなみに参考として60号議案と61号議案の落札率について伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 北部中学校の校外用地整備工事の落札率につきましては99.8%でございます。それから、豊坂小学校増築工事につきましては97.3%という落

札率でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この予定価に対して落札率、これが最近の傾向を見ますと非常に高いということから考えると、今まで落札率について言えばもっと低かったわけでありますよね。ところが最近が高どまりの傾向にあるということで、予定価に近い形の中で落札をしているということは、業者さんの要するに積算がより実勢に近づいてきているというふうに、県の単価に基づいて積算をするから近づいているということを言われるわけでありますが、しかしながら、こういう結果を見ると、競争入札の原理が働かないということが言えるかというふうに思うわけであります。そうした点においても、この予定価の問題というのもこれからはやっぱり検討材料の一つに加えていくべきではなかろうかなというふうに思うのですが、その点についても設計業者と予定価の立て方とか、そういう総合的にやはりこれから見直していく必要があるのではなかろうかなというふうに思うわけでありますが、いかがでしょうか。

ということと、それから2つの工事を抱える佐々木建設であります。先ほども申しましたように3月19日の工期、3月27日の工期の中でこの2つの案件、どう人的配置ができるのかということでございますが、これは指名されれば当然入札に応じるわけでございますので、まさか2つを同時に落札をするとはもしかしたら思わなかったかもしれない。そうすると、この人的配置というのが、もしも2つも落ちちゃったと、人的配置どうするかと、間に合うのかと。こういうことも考えられるわけでありますけれども、契約をしてしまえば、これは工期内完了を目指さなければならないという問題になってくるわけでありますので、その辺のところは工期内完了が十分間に合うという、そういうのは確約とは言いませんけれども、大丈夫かということでございますが、その辺について伺います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、予定価設定ということで、北中の場合は落札率が99.8%、100%ぎりぎりというところの落札ということでございます。町として、財政的には安く上がればそのほうがいいわけですが、先ほど来申し上げますとおり、町内の業者さん全8社が入札に参加することを辞退されているということは、正常な状態ではないかと思います。そういう意味で先ほども申し上げましたけれども、業者さん等々の今の御事情等々を伺って、議員が申されました予定価の設定、設計等々を町として基本的に改めなければならないところがあるのかどうかというようなことについて、素直に謙虚な気持ちで御相談させていただきながら御意見を伺って行って、よりよい入札を目指してまいりたいというふうに思っております。

それから、佐々木建設が同時期に豊坂小学校と北部中学校の工事を受けられたということで、両方合わせて約3億の工事かと思っております。先ほど都築議員のお尋ねの中で、町外での実績ということで、刈谷市におきましては9億の事業も受けてみえる会社ということでございますので、仕事は十分やっただけのものだというふうに考えております。また、当然札を入れる限りは、取った場合には人員配置もして、工期内完了するという前提のもとでの入札参加ということでございますので、この点について疑っている

というところではございません。やっていただけるものだという前提で思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第61号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第62号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第62号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第63号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第63号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第64号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） まず、始めに、歳出、15款安全対策費についてお尋ねをいたします。

テラス準備室に備品等の購入予算が上がっているわけですが、テラス準備室は、基本的にはテラス室に移行をしていくものということでお考えになっておられるのかどうかということを、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、15款の企画費の関係で、まず質問の前提条件が誤ってはいけなと思いますのでお尋ねをするわけですが、この10月から三ヶ根駅前コミュニティに職員3名を派遣をする。そして、そこに常駐をして事務を行うという前提での予算であるかどうか。その2点について、まずお尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、テラス準備室の関係ですが、この先、現在の消防署内にごございますテラス準備室が議員が申されたテラス室。町として正式名称といたしましては、幸田町安全テラスセンター24というふうに申し上げておきますけれども、今の準備室がテラスセンターになるように準備を進めており、消防署内の1室を使用し続けていくということについては変わらないという予定でございます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 三ヶ根コミュニティの2階のホールのところですが、そこに職員をとということでございますけれども、今の考え方としては10月1日付の人事異動によって、職員はそちらに出向くというような形の体制を整えたいという考え方で、正規職員3名を配置させたいという考え方でございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 職員が出向くというお話でしたけれども、出退は役場でとってから向こうへ行って、それでまた退庁時には役場で退庁処理をすると、こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 基本的にはそういった考え方で、役場のほうに出勤していただいて、出退をして、現地に出向くという考え方をしております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 正規職員を3名というお話だったかと思います。それで、公用車を購入をするということになっているようでございますけれども、これについては公用車は本当に必要なのでしょうか。まず、お尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 三ヶ根コミュニティホームに3名の職員が出向き、本庁との移動手段として使用するというので、また駅周辺にある地域資源とかそういったものを発掘するための現地調査にも使用するというので、軽自動車を予定しております。使用方法につきましては、本庁をいわゆる車庫として利用して、必要なときは本庁に出勤し、三ヶ根コミュニティホームへこの車でもって向かうという形であります。業務終了後は本庁の車庫に返還するという形で考えております。なお、企画部としては、町長車を除きこういった公用車を所有しておりませんので、そういった面でもこの機会に軽自動車を1台配備したいと、これが本庁と三ヶ根コミュニティホームの連絡、もしくは三ヶ根、深溝学区のいろいろな資源、またいろいろな活動に活用したいという考え方でございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） テラス室については、私もいろいろ寝ながらシミュレーションなんかやったりしていたりするんですけども、24時間ということになると、もし日中に起きた場合にはテラスセンターというのはほとんどやる仕事がないであろうということなので、場所とすれば役場か消防署そのどちらかしかないというふうに思っておりましたので、今のところへ移行するというので考えておられるのなら、それはそれであれかなとも思います。どっちにしましても令和2年度にしっかり検討していただけるということですので、そのために若干私の考えも申し述べさせていただきました。

今度は企画費のほうでございますけれども、いきなり3名の職員が専任になるということで、どんな仕事を行うのか。その現地でなければ行えない仕事なのかどうか、今考えておられる職務について御説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 三ヶ根の深溝学区の取り組みですけれども、第6次幸田町総合計画における将来人口5万人を想定したまちづくりを考えているところで、三ヶ根駅周辺の市街地整備などが考えられるという土地利用を今見直している状況であります。また、JR三ヶ根駅の構内のバリアフリー化、こういったものもあわせて駅周辺の魅力増進と活性化を図るという考え方をしております。ここについては、建築家でカワニシさんという、いわゆる株式会社イチバンセンという、ああいう建築家の方に今年度入っていただいて業務を行っております。その方については鉄道駅に頼らない無人駅の活性化とか、町及び地域のニーズを細やかに整理、可視化することで地域の魅力を最大限に生かしながら、この地域にしかない新たな価値を持つまちづくりを推進することを目標に、深溝学区まちづくり研究会、また深溝小学校区の関係者と連携しながら、ことし5月から着手しているということですが、こういった取り組みの中で職員も一緒に出向いて、そういった取り組みをコンサルもしくは大学も含めて行っておりますけれども、

そういったものを発信もしくは情報収集、意見集約などをしていくというふうな活動が主なものとなってきます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今お伺いしても、どうしてもコミュニティでやらないといかん仕事というイメージがちょっと湧いてこないわけでありまして。三ヶ根駅周辺の市街化をということで言われるわけですが、今回、45款土地区画整理費のほうでは、荻谷地区は区画整理課でその部分はやっていかれるということで、じゃあ、そちらには職員がしょっちゅう常に出向かんのかというふうにも思えてきちゃうわけでありまして、できれば役場で出退を管理するのであれば、ホームベースは本当は役場にあるべきだという気がするんですね。向こうに行って、さて、何をやりましょうということでは。とにかく向こうに常駐せなあかんから、とにかく朝判こをついたら出ていく、帰るときには判こをつかないとあかんから帰ってくるということでは、人的資源が本当に有効に使われるかどうかちょっと心配がございます。そういうことで進めていかれるということであるなら、私は早いサイクルで事業の評価をしながら反省をして、いわゆるPDCAサイクルを当初は1週間、2週間で回して、ちょっとなれてきたら1カ月、2カ月の範囲で回して行って、改善をしていく。それに見合う仕事がないのなら、これも勇気ある撤退だってあり得るわけでありまして、そういうことも検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。そこら辺をちょっと一つお考えをお伺いしたいと思います。

○総務部長（志賀光浩君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 深溝学区の皆様方と意見交換をするわけですが、そういった中で役場までお越しいただくではなく、やはり職員が出向いてそこにいるという意味合いが直接意見を伺えるということ。また、このイチバンセンさんの事業の中でも、名称を、ワークショップを未来会議というふうに名前をつけておりますけれども、そういった会合も行っております。現地で行っておりますけれども、これは集会所で行っているわけですが、こういった会議に出席、参加できない方とか、また駅の利用者の方の生の声を聞くとか、直接現場にいて把握できる、そういったことがやはり職員も役場で待っているのではなくて現場に出向く、現地・現物で感触を得るといったようなことが、やはり地元と町が一体となって考えていく体制を整えていく。また、地域でのそういったワーキングスペース、こういった皆さんが立ち寄れるワーキングスペースも確保できることが、やはりここでまちづくりに取り組んでいるという部分ではそういった見える化もできるということから、現地に出向くことを考えているという状況でございます。

○総務部長（志賀光浩君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この職員さんは、パソコンは役場で各1台、地元でも1台ということで3台追加になるということがわかりましたが、向こうでやるということになりますと、情報管理はかなり大切になってくると思うんですね。セキュリティが果たして大丈夫なのかなど。当然、今、部長が言われる情報収集をするには、役場から持ち出していく個人情報等もおありかと思っておりますので、そういう点でセキュリティは本当にいいのかなというような心配もございます。そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） こういったコミュニティホームの2階のホールに3名の職員を配置するというので、そこでの従事については、パソコンを3台用意させていただきまます。このパソコンについては、鍵などでももちろんロックしながらパスワードで管理するというのでございますけれども、そもそもそういったパソコンを持ち歩くということを経験だというふうに判断しております。役場にあるパソコンと現地のパソコンについては移動がないように配置させていくということで、盗難とか置き忘れなどによる情報漏えいを抑えたいというふうなセキュリティ対策の観点から、また、もしくは破損などのリスクを負うことないように、伴うことなどからそれぞれに配置することで行っていくと。もちろんこの中で収集した個人情報ですね、こういった関係についてもそういったデータは情報漏えい対策として、そのパソコンが盗まれてしまえば問題があるということから、基本的には役場の庁舎のファイルサーバーに保管して現地のパソコンには残さないというような形で、サーバーを保管する形でおけば基本的には問題はないのではないかと考えております。もちろんパソコンについては鍵つきのキャビネットに保管するという考え方でございますけれども、そういったセキュリティについても心配がございますので、そういった部分を極力情報漏えいがないように、もちろん一部でもあってはいけないと思っておりますけれども、そういった面ではないようにそういった対策をして、ファイルサーバーにて対応したいというような考え方でございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） くどくど言って反対してるように思われるかもしれませんが、おやりになるならぜひ効率的に有効にやっていただきたいという観点からの質問ですので、余り毛嫌いせずをお願いしたいと思います。

それで、ぜひとも、先ほども言いましたけれども、初めてのことでございますので、これを常に早目に評価をしていかないとだんだんとなってしまうということが心配でありますので、そこら辺はイチバンセンだかナンバンセンだか知りませんが、含めてしっかりと検証しながらより有効になるように進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、社会福祉総務費の関係ですけれども、購入した用地で誰がどんな社会福祉事業を行うのか、もし決まっていればというか、腹案でもあればお示しをいただけたらというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 前半のほうの三ヶ根駅であります。私は、三ヶ根駅を別におざなりとかそういう言葉を使いたくないわけですが、やはり、自分の公約で相見駅を整備してきて、現在、幸田駅であります。三ヶ根駅については、現在の駅舎だけでなく、三ヶ根駅の周辺、里、市場、海谷、逆川、やはり地形がかなりいろいろと錯綜といたしますか、平面的に捉えることができません。そういった中で、現在、イチバンセンの方は無人駅として地域に愛される駅としてもう一度三ヶ根駅を見直していこう、もちろんバリアフリーの視点でもあります。三ヶ根駅の土地利用研究会をつくって、さまざまな議論を今まででもしてまいりました。今後は、未来会議を開くことによって、もう少し広

い範囲で三ヶ根駅のことを考える人たちを集めていく。そういった意味で、私はやっぱり地域の人たちに私がいかに三ヶ根駅そして及び周辺の対策に対して考え方を、本当にやっていきたい地域なんだということをアピールする意味でも、もちろん今議員から言われました御指摘のとおりであります。もちろん職員の撤退も十分あり得るでしょう。でも、やっぱりここはやっていくんだという意気込みを示すことによって、市場の方、逆川の方、そして海谷の方、それぞれの方の信頼を得ていく。しかも、その土地の地形を職員が地元でよく知ることによって、今現在、民間の大手ゼネコンさんだとか、名古屋大学さんだとか、さまざまな方々がこの三ヶ根駅周辺のまちづくりに興味を持っている方が非常に多い。もちろん企業もこの地域でもう少し進出ができないかとかいう話もあるので、一度私はやっぱり南部といいますか、もう一つの有効な駅として三ヶ根駅を考えることによって、蒲郡からの玄関口としての活性化を考えてみたいということでもあります。おっしゃるとおり、うまくいかないことも十分考えております。初めてのことであります。それは今言われたように、皆さん方、地域の方々の意見を聞いて、それ以上の効果というものを現地に職員を派遣しなくても、こちら側の役所から派遣しても同じような効果であれば、決してこちらから派遣すればいいわけであって、やっぱりアピールする。そして、今の時代の要請に答えていくため、そして一番は深溝学区の人のやっぱり信頼を得ていく。ここまでやっていきたいんだということがまずは必要ではないかなということで、伊澤議員の指摘については十分心得た上で行動していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） あと、私どものほうは民生費社会福祉費のほうで今回お願いをさせていただいております社会福祉施設用地購入費ということで計上させていただいております。これにつきましては、民生費で計上させていただいているということでございますので、これは本町におきます健康福祉部局が事業主体となってこの用地を活用していきたいという考えのもとから、この科目で計上させていただいているところでございます。

そして、現時点におきましては、実施事業として明確に決定している事業ということには今なってはおりません。ただ、建物の取得の目的は社会福祉事業の実施でございますので、この実施事業の候補といたしましては、やはり私どもの部局で現在実施しています事業ですとか、あるいは今後実施予定の計画があるような事業をこの場所を使って実施していきたいというふうに考えているところでございます。そして、売買契約が今後できた後には、建物の用途変更申請を行っていくことが必要になってきますので、その際には利用計画というものを明確にしていかなければならなくなってきますので、それまでには至急この利用計画を明確にいたしまして、その事業計画につきましても議会のほうに報告をさせていただいて、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ぜひとも三ヶ根駅周辺を、今よりももっと発展するように努力をお願いをいたします。

それで続きまして、土地区画整理費でございますけれども、荻地区ということで、面積と計画戸数、それから、そこから発生する児童数、どのように予測をしておられるのかまずお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 今回の補正予算の中で、まちづくりの基本調査を実施したいと考えております。まちづくり基本調査は、区域の設定、実態と課題の整理、基本構想などを行う業務であります。今の段階では、区域の面積は14ヘクタールから15ヘクタールを想定はしていますが、今回の調査や県との協議を進め、決定していく予定であります。計画戸数等は、およそ2年後に行います区画整理設計で見えてくることとなります。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 基本調査であって、戸数は2年後の区画整理設計でないとわからないというお答えかと思えます。先ほどの三ヶ根駅周辺の開発について町長も触れられたわけでございますが、8月の協議会ですかね、学校教育、それから深溝小学校の児童数の推移、これは現在生まれている方がそのまま年を重ねたら何年後に何人になるかという閉鎖人口での報告がございました。まちづくりは、開発を進めていくときはそれではだめだと思えますね。閉鎖人口は偏差人口として、これはほとんど変わらないでしょうけれども、そこから新しく入ってくる開発人口がどういうふうに出てくるのか。これは、今まで幸田町はいろいろ開発をやっておりますので、それに伴って流入人口があって、そこから波及人口がどういうふうにふえてきているとか、こういうのは検証していけばある程度相関関係が見えてくると思えますので、そういう手法を使いながらやっていかれる、そういうのが必要ではないかなと思えます。人口問題研究所が出しております簡易生命表を使っていけば、これは可能ではないかなというふうに思っております。私が単純に5歳コーホートで動かしてみたところ、5歳コーホートで大体160人ふえております。これは生まれたときよりもそれだけふえていきますので、開発の影響だというふうに思われますので、特に協議会でも言われましたけれども、深溝は慎重に人口の児童数の推移を見ていかないといかんと。でないと、移転も考えないといかん可能性が出てくるというニュアンスの説明をされたかと思えますので、くれぐれも慎重に、荻谷地区におきましても、できるだけ早目に早目に将来どういう影響が出てくるのかを把握するように努めていただきたいというふうに思えます。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 荻谷小学校の児童数は500人を超えていた平成23年度をピークに、以降、減少を続け、本年度は300人を少し上回る規模となっています。学年進行以外の集団住宅による学級数の算定については、義務教育小学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則第1条第2項に、予定戸数に小学校発生率0.45を乗じていた数を6で除して、各学年ごとの児童数を算定するとあり、議員御指摘の荻谷小学校における想定の子数、この算式により教育委員会が想定するものと考えますが、実はこの場合、区画整理の土地利用進捗スピードに大きく影響を受けます。このことを踏まえまして、建設部と教育委員会で情報交換を心がけ、慎重に対応してまいります。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ぜひとも今言われたようにお願いをしたいと思います。開発をやってみて、あ、しまったと、学校がおさまりきらなくなっちゃったと。これでは何のための開発かわかりません。せっかく優秀な職員がそろっておられますので、ぜひとも前を見る、計画というものはそういうものだと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時16分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 私からは、まず12、13ページの15款総務費、総務管理費の防犯カメラリース料820万1,000円の件であります。29基分の防犯カメラを設置するという内容になっております。この29基の必要性について、まず、どのような場所の設定はということで聞いたかったわけですが、これは管内で今資料として地図をいただいております。これで、設置の大体の箇所と全部で合計55基の設置になるというようなことがこの資料でわかりますが、この設定についてはどのような経緯でこの場所というのを決定されたのでしょうか。まず、そこら辺からお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回29基分のリース料のお願いをさせていただきわけですが、設置については岡崎警察署とも協議し、今年度につきましては、子どもへの犯罪被害防止のため通学路へ設置するという方針のもと、その通学路の中でもあわせて窃盗犯等犯罪抑止にもつながる幹線道路の通学路及び学校周辺の通学路へ設置することとし、現場を調査した結果、29基をお配りをさせていただいております資料のとおり設置をする予定でございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今回、当初予算では4基分ということが急遽29基ということで、またそれも補正でというようなことなのですが、これほど大量にしかも早急という、補正でやるほどの急ぐ理由というのは何かあったのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 補正で行うほど急ぐ理由はというお尋ねでございます。まず、世の中の情勢といたしまして、岡崎警察署管内犯罪の発生状況でございますが、平成31年1月から令和元年6月まで、侵入盗総数117件、愛知県下でワースト3位でございます。そのうち住宅対象侵入盗については62件ということで県下ワースト2位という状況でございます。このように岡崎署管内では侵入盗が多発している状況でありまして、それを受けて岡崎市のほうでも緊急対策として簡易設置型の防犯カメラの運用を始

めるなどをしておりまして、市内で1,000台の設置を目標としているというような報道もございました。近隣の市で防犯体制が厳しくなればなるほど、逆に体制の緩いところへ流れ込んでくるというような懸念もございます。本町につきましては、痴漢や不審者による被害が既に昨年1年間と同数の6件に及んでおります。緊急的な対応を要する状況である上、また本年5月に発生をいたしました川崎市の児童殺傷事件により、子どもの犯罪被害防止のため通学路への防犯カメラの設置のニーズも高まっているというような認識のもと、今回補正をお願いさせていただくものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 理由も大体わかったわけではありますが、29基必要ということなのですが、これで安心して暮らせるというか、子どもたちにとってですね。29基の決定根拠ということがあるわけではありますが、まだまだ今後も設置をするという予定の中の29基なのか、その辺の算定はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） これで安心なのかという前提の上でのお尋ねかと思えます。防犯体制と犯罪者の行動というのは、ある意味たちごっこ的なところがあり、これだけやったからもう安心というようなことはないという認識でおります。ましてや、今現在、区から設置の御要望をいただいている箇所におきましても、今回手が回らなかったという箇所もございます。単純に岡崎市が1,000基なら本町は何基というような一つの目安の考え方もあるかもしれませんが、とにかく岡崎警察署と協議、御指導をいただきながら、今後しばらくは計画的に整備を進めていきたいというような考え方でおります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 住民の安全安心ということについて力を入れて、今後もやっていただく。特に、区からの要望については100%実施をしていただけるような回答をいただきましてありがとうございます。

それで、次に、同じく12、13ページの20款民生費、社会福祉施設整備用地購入費の件であります。先ほど伊澤議員から質問もありました。社会福祉の施設のために使いたいということでありましたが、ちらっとそのときに用途変更をかけるというようなお話がちょっとあったのですが、これは用途変更というのはどういうことなのでしょう。お願いします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 用途といいますと、確かにあそこにある建物・土地そこら辺をあわせて一式購入させていただくというものでありまして、その建物を利用していく場合に当たりましては、もともとその建物がどういう目的でつくられていたのかという建築確認上の用途というものを、例えば福祉目的に転換するような場合であったといたしますと、その調整区域でございますので用途変更などの手続が今後必要になってくることも想定されるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 普通、公共用地の購入という場合は更地ということが原則であったように認識を私はしていたわけではありますが、今回はこの建物付で、しかもその建物を

うまく利用して、そうして廃棄物を出すのを極力抑えるということだと思いますが、使って有効に利用していこうというお考えになられたのかなというようなことを思うわけですが、そういった建物の利用に関しては何かコンサルとか、そういうようなシンクタンクへの要望というのは考えておられるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今後の利用に当たりましては、まだちょっと明確に方針というところとしては決定をしているものではございませんので、候補といたしましては確かに私どもが所管をしている、あるいは今後していく予定の業務の中のもので何か展開できるようなイメージとしては持っているというようなところで、具体的にこのものについてのまだ利用に関します発注とかそういったものはまだ考えてはいないというところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） まだ今のところ、聞いていますと何も考えがない、真っ白だというような回答だと思うのですが、そうしますと今回用地を補正でもって買う必要性というのがちょっと見えてこないんですけれども、その辺はどういうことで補正ということになったのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今のところは決定しているものがないということでございまして、もちろん構想については今後詰めていくというものでございます。そして、今回補正でこの用地を購入させていただくということに関しましては、この土地の所有者はJAあいち三河農業協同組合が所有されてみえますので、そのところから例えば本町に売ってもよいというそういったお話の中で、このタイミングで速やかに購入することが今後の社会福祉事業の計画を推進する上で必要な用地になってくるということで、そういった判断のもとでこのタイミングで購入をすべきだということで、補正予算をお願いをさせていただくというものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 土地ですから、譲渡していただける人は、譲渡する気のあるときに確保をしておくというのは大変重要なことかというふうに思います。今後、福祉の施設の充実を図られるという姿勢があるということで大変ありがたい話かなというふうに思います。ぜひ有効な活用方法を検討していただきたいというふうにお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次は、14、15ページでしたか、45款土木費であります。生活道路整備工事費の当初予算、これは5,500万円ということで計上をされております。今回2,500万円の追加補正で、8,000万円ということになるわけですが、この8,000万円必要ですよということの算定根拠というか、どういうお考えでこの8,000万円を算出されたのかをお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから御指摘をいただきましたことも踏まえながら、当然やはりこの土地利用に関しましては、地元の御協力もないこういったこ

とも進んでいきませんので、早急に計画を具体化しながら、地元にもお話をしていきながら、福祉事業でこの取得するものにつままして有効利用を図っていききたいというふうに考えるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 議員が御指摘のとおり、今回の補正は、道路整備事業において15節工事請負費を5,500万円から2,500万円増額し、補正予算額8,000万円とするものであります。地元から要望のあった箇所、特に要望の強い箇所を道路管理者として実施すべきと判断する箇所を算定し積み上げました概算の金額となっております。地元の要望状況は、全区の要望件数が交通安全等も含めまして現在244件いただいております。このうち対応中、対応済みの件数は49件で、現在の実施率はまだ20.1%にとどまっております。この補正予算を頂戴いたしまして、最終的には地元要望に対して約半数程度の実施、ここまで実績をもっていきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） まだこの8,000万を計上しても半分しかできないというふうに、もうちょっとお願いしたいなという気はあるのですが。この8,000万は、実は過去3年ぐらいの工事費の実績を見ますと平均で8,700万ぐらい、8,000万以上かかって使っているわけですね、実際。これは今進捗率20.1%というお答えだったのですが、当初から8,000万あればもっと迅速にこの進捗率はふえていたのではないかな、そういうことを思うわけでありまして。生活道路でありますから、町民の毎日の生活に密着した道路であるという観点からの要望が出てきているわけでありまして、どうなんですかね、今後8,000万ぐらい当初からつけていただきたいなということをおもうわけですが、何かそういう事情があるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 地元要望については、毎年5月末日までに御提出いただくように区長会議にてお願いしているところであります。今回の補正につきましても、地元要望がおおむね出そろったこのタイミングで概算を積算しお願いしているところであり、工事期間を踏まえましても、年度内の整備が十分に可能なタイミングであると考えております。しかしながら、議員が御指摘のとおり、平成28年度は決算額で約9,800万円、平成29年度が8,500万円、平成30年度が7,900万円と、毎年8,000万円程度を要する事業規模で推移をしております。当初予算編成時には、限られた財源の中において円滑に事業が実施できるよう予算確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ありがとうございます。今後も予算獲得に努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、同じく45款なのですが、急傾斜地崩壊対策事業負担金、これは舟山2区域というふうになっております。この舟山2区域というのはどこのことなのでしょう。それから、また今回採択された要因というのは何であったのでしょうか。それについてお願いをします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） まず、舟山2区域であります。これは市場区深溝字舟山地内、南部中学校の南東の斜面等が事業区域となっております。

今回の状況を若干説明させていただきます。本事業は、当初予算では5,800万円規模の事業に対して5%の負担金290万円を見込んでおりました。ところが、県の事務所に対する予算配分、本年度1億1,300万円でありました。負担金は、公共分担金も合わせまして650万円が必要となりまして、今回の補正は当初予算で不足する315万円をお願いしております。この大幅な事業費増の要因は、平成30年7月豪雨、平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を始めとする近年の自然災害の教訓を踏まえ、国で防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を集中的に実施することが閣議決定され、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について3年間集中的な予算配分がされた、これを受けたことと思われまます。愛知県においても急傾斜地防災対策事業に予算配分がされ、先ほど申したように当初予算の倍近い予算が配当されますので、これに対する負担金を今回補正でお願いするものであります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） この急傾斜地というのは、危ないから急傾斜地が指定されているわけだと思います。特に人命に対する危険度の高いところというふうに認識をしているわけでありましてけれども、なるだけ着手されたら短期に完了に向けてお願いをしたいと思うわけでありまして、この事業は何年計画の事業になっているのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 本事業全体事業費は3億3,000万円、今年度の事業費が1億1,300万円でありました。計画上の完了年度は、令和5年度完了となっております。ただ、これも予算のつき次第で早く終わる場合もあるし、延びる場合もある、このような状況だろうと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） わかりました。5年度までということなのですが、先ほど申し上げたように大変御承知と思うんですけれども、人命に危険な箇所だからこういう指定があるわけでありまして、なるだけ早期に実現をしていただきますよう御努力をお願いいたします。私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

ここで、お諮りします。

本日の日程はこれまでとし、第64号議案以降の質疑は、9月12日、木曜日に繰り延べたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、第64号議案以降の質疑は、9月12日、木曜日に繰り延べることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、9月12日、木曜日、午前9時から会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

散会 午後 3時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和元年9月11日

議 長

議 員

議 員